

第二十四回
国会

參議院地方行政委員會會議錄第十二號

昭和三十一年三月二十日(火曜日)午前
十一時十七分開会

委員の異動

三月十四日委員補原亨君及び中山福藏
君辞任につき、その補欠として篠森順
造君及び岸良一君を議長において指名

三月十五日委員伊能芳雄君、堀末治君、小幡治和君及び小笠原三男君辞任につき、その補欠として、酒井利雄君、木村守江君、泉山三六君及び木井純一郎君を議長において指名した。
三月十六日委員酒井利雄君及び木村守江君辞任につき、その補欠として堀末治君及び中川以良君を議長において指名した。

き、その補欠として伊能芳雄君を議長において指名した。

理事

松翁
平市君

委員

小林
武治君

卷之二

中醫

安井謙君

森崎
隆君

鈴木一君

<p>政府委員 自治事務次官 早川 崇君</p> <p>事務局側</p> <p>説明員 自治事務部長 小林與三次君 常任委員 福永与一郎君 会専門員 崇君</p>
<p>○理事の伊能芳雄君が三月十五日付をもつて委員を辞任いたされましたので、理事一名欠員を生じておりましたところ、昨十九日付をもつて再び伊能君が委員となられました。よって伊能君を理事に指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。</p>
<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認めさせてさよう決定いたします。</p>
<p>○委員長(松岡平市君) 次に、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案、地方財政法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣送付、予備審査)</p>
<p>○新市町村建設促進法案(内閣提出) (内閣送付、予備審査)</p>
<p>○委員長(松岡平市君) 委員会を開きます。</p> <p>委員の異動を御報告申し上げます。</p> <p>三月十五日付、委員小幡治和君、伊能芳雄君、堀末治君、小笠原三男君はそれぞれ辞任せられました。後任として泉山三六君、酒井利雄君、木村守江君、永井純一郎君がそれぞれ委員に任命されました。三月十六日付、委員酒井利雄君、木村守江君はそれぞれ辞任せられ、新たに堀末治君、中川以良君が委員に任命されました。三月十九日付で</p>
<p>○委員長(松岡平市君) 次に、理事の伊能芳雄君が三月十五日付をもつて委員を辞任いたされましたので、理事一名欠員を生じておりましたところ、昨十九日付をもつて再び伊能君が委員となられました。よって伊能君を理事に指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。</p>
<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認めさせてさよう決定いたします。</p>
<p>○委員長(松岡平市君) 次に、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案、地方財政法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う内閣提出、予備審査議案でございます。</p> <p>便宜この四案を一括して議題に供して政府の提案理由の説明を聽取いたします。</p>
<p>○政府委員(早川崇君) 地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案の提案の理由及びその内容の概略について御説明申し上げます。</p> <p>御承知の通り、政府は地方財政の窮状を開示し、その再建を推進するた</p>

め、今般地方行政財政制度の全般にわたつて、能く限りの改革措置を行なつたのであります。ですが、その一環として、国または地方公共団体が行う公共事業にかかる国の負担または補助の割合を引き上げることにより、地方負担の軽減をはかることとし、公共事業等にかかる国への収取及び公共事業費の補助負担金算定の基礎について特別措置を設けることとしたのであります。ただ、公共事業等にかかる国の負担または補助の割合等は、いずれも慎重な検討の上定められてゐるものであり、軽々しく変更すべきものではありませんので、今回の措置も、一応地方財政が立ち直るまでの臨時の措置として三ヵ年間に限ることとしたのであります。これ、かく本法律案を提案する理由であります。

次に、本法案の内容について、その概略を御説明申し上げます。第一は、公共事業にかかる国の負担または補助の割合の特例に関する事項であります。今回の公共事業費の補助率を引き上げは、地方公共団体の財政負担の軽減をはかり、地方財政の再建を促進することとし、事業に限ることとし、これらのうち、各法律において補助負担割合について規定のあるものについて特例規定を設けることといたしました。従つて道改その他政令で補助負担割合の定めの

るもの等について本法案に規定を設けておりませんが、これらについては、いずれも政令等で所要の特例を定めることといたします。

第二は、受益者分担金等についての規定であります。地方公共団体が実施する公共事業によって利益を受ける者から、その利益を受ける限度において分担金等を徴収することができるということは、地方自治法、道路法等に規定されているのであります。現在この制度は、地方公共団体ごとに運用が区々であり、その運用も明確を欠いています。従つた運用を確保し、収入の充実をはかるよう、政令でそのおおよその標準を定めることができるようにするとともに、都市計画税、軽油引取税の創設等、受益者負担制度の拡充の措置と相まって、地方公共団体は努めて受益者分担金等を徴収するよう努力すべきことを規定したのであります。

第三は、事業費の算定の特例に関する事項であります。現行制度によれば、補助金等の額は、その事業に要した費用から、地方公共団体が徴収した受益者分担金等の額を控除した額に一定率を乗じて算出することとされていました。そこで、分担金等を多額に徴収すれば補助金等の額が減少することとなつておりますが、今回これを改めて、地方公共団体が徴収した受益者分担金等の額は、負担金または補助金の算定の基礎となる事業費から控除しないものとし、受益者分担金の制度の

活用をはかり、地方財政の負担の軽減をはかることとしたのであります。

当債につきましても利子補給を行う必要がありますので、同法の一部に所要の改正を加える二三、二二六条のうち

必要な改正をいたしたいと考えております。

たのであります。その三は、議員の当該地方公共団体に対する請負について

道府県知事の措置に異議がある場合には内閣総理大臣の意見を求めることができるものと、なまくいふ。その二

「」が本筋の御審議の根柢であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。
次第であります。

次に、地方財政法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を簡単に御説明申し上げます。

以上が、本法律案を提案する理由及び内容の概略でござります。何とぞ慎重に重御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたす次第であります。

次に、地方自治法の一部を改正する法律案及び地方自治法の一部を改正する

まして概要を御説明申し上げます。第一は、都道府県と市町村との地位・権能を明らかにしたいのであります。現行地方自治法上は、都道府県及び市町村は、ひとしく普通地方公共団体としてその地位・権能に区別が認められていない結果、ややもすれば両者の適正な関係をつくるに至る事態となつてゐる。

たのであります。すなわち議員は、当該地方公共団体またはその機関に対し、請負をするか、または主としてこれらに対して請負をする法人の役員となることができないものとしたのであります。

次に、地方公共団体の執行機関について申し上げますと、その一は、都道府県の局部の見合は選舉、選定によるものであります。すなわち議員は、当該機関に対し、請負をするか、または主としてこれらに対して請負をする法人の役員となること

は、国の公務員と都道府県の公務員または義務教育職員との間において、恩給等の支給の基礎となる在職期間の通算の措置を講ずることとし、なお都道府県の公務員と市町村の公務員の間ににおいては、これに準じて通算措置を講ずるように努むべきものといたしたい

御承知のように、政府は地方財政の窮乏を打開し、その再建を促進するため、今般地方行政財政制度について能う限りの改革措置を講ずることといたしましたが、あります。その一環として、多年の懸案事項でありました義務教育職員の恩給に要する経費の半額を国庫が負担する制度を創設することいたしましたことに伴いまして、地方財政法の経費の負担区分に関する規定を整備する必要が生じて参りましたこと、同法中の都道府県が実施する事業につき受益市町村から負担金を徴収することができる旨の規定に関し、「事業」の範圍について疑義の生ずるおそれがあるますので、これを「土木その他の建設事業」に改め、その範囲を明確にいたす必要がございますので、同法の一部に所要の改正を行なうこととしたのであります。また、地方財政再建促進特別措置法の成立が予定より遅れました関係上、同法の成立を見越して、すでに職員の整理を実施した赤字団体が退職手当の財源に充てるため起した地方債につきましては、現行法では、財政再建債としての取扱いができないために利子補給の対象とならないのです。が、これらの団体の財政の再建を円滑に促進するためには、これらの退職手

地方制度の改革につきましては、昭和二十八年十月、地方制度調査会から、とりあえず当面とするべき措置に關する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

大部分は、今までに実現されたのであります。しかし、地方自治法に関する部分は、まだ実現を見ておらず、昨年十二月の同調査会の答申においても、すみやかにその実現を期すべきものとされておるのであります。この答申を中心として、地方行政の現状にかんがみて、さらに検討を加えまして、民主的で、しかも合理的かつ能率的な自治の運営を積極的に向上させるような地方自治の健全な發展を期したいと存するものであります。これがため、一、都道府県と市町村との地位権能を明らかにし、二、議決機関及び執行機関を通じて地方公共団体の組織及び運営の適正合理化と簡素能率化をはかり、三、国と地方公共団体に関する事務配分の特例を設け、その他

基礎的な地方公共団体であります。市道府県は、市町村を包括し、市町村はと国との中間に位する広域の地方公共団体であります。しかしながら、市町村は団体であります。両者の地位・権能はおのずから異なるものがあり、それぞれその権能と責任とを分担しながら、相互に協力すべきものと考えられますので、都道府県の処理すべき事務と市町村の処理すべき事務との原則を明らかにし、相互に競合しないようになります。

第二に、議決機関及び執行機関を通じて地方公共団体の組織及び運営の適正合理化及び簡素能率化をはかりたいと考えております。まず、地方公共団体の議会について申し上げますと、その一は、現在定例会の回数は、都道府県及び市町村を通じて一律に年四回とされておりますが、これを毎年四回以内において条例で定める回数と改めまして、それぞれの地方公共団体の実情に即して、定期会を開くことができるようになります。その二は、常任委員会は、条例で、人口段階に応じ十二ないし四以内において置くことができるものとし、なお、その種類はすべて条例で自主的に定めるようにし

内閣総理大臣の居所の現状などを踏まえ、その簡素化をはかりたいと考えております。その二は、各種の委員会または委員の事務局またはその管理に属する機関を通じて、組織、予算の執行、財産の管理等の内部管理に属する事務について、総合的な運営を確保することができるようにするために、長に最小限度の調整的機能を与えるようにいたしたいと考えております。

その三は、地方公共団体の行政運営の公正を確保するために、監査委員制度につきまして、監査の機能を充実するに必要な改正を加えたいと存じます。第三は、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係に関する規定を整備しようとするものであります。その一は、法令の違反または義務の懈怠等の真にやむを得ない場合に、地方公共団体の反省を求める意味合いにおいて、内閣総理大臣がその是正または改善のため必要な措置を講ずることを求めることができるものといたしたいのです。市町村に対する措置については、原則として都道府県知事をして行わせるものとし、市町村において都

第四は、大都市及びその機関に対する事務配分の特例を設けたいと考えております。大都市制度については、かねて特別市問題をめぐり論議が多かつたのであります。現在の府県制度のもとにおいては、適正な事務配分を行うことにより府県との間の調整をはかることが最も適切な解決と考えられますので、政令で指定する人口五十万以上の指定都市においては、社会福祉、保健衛生、建築、都市計画等、市民生活に直結した事務については、都道府県またはその機関の権限に属する事務は、政令の定めるところにより、市またはその機関において処理するものとし、なお指定都市に関する行政監督について特例を設けたいと考えております。右に伴い、特別市に関する規定は削除いたしたいと考えております。

そのほか、地方自治法中の行政争訟については、訴願前置の建前をとることとし、また給付その他の給付及び財務運営の合理化のため規定を整備する等、地方行政の運営を合理化するため、必要と認められる若干の改正をいたしたいと存じます。なお、右の地方自治法の改正中、指定都市についての特例その他の改正に伴いまして、関係

法律中の規定を整理する必要がありま
すので、地方自治法の一部を改正する
法律の施行に伴う関係法律の整理に關
する法律案によりまして一括整理いた
しました。

以上が二法律案の提案の趣旨及び内容の概要でござります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

○委員長(松岡平市君) ただいま説明を聴取いたしました四案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(松岡平市君) 次に、新市町
村建設促進法案を議題に供します。

○政府委員(早川景君) ただいま議題

につきまして、提案の理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。

併促進法が制定されましてから二年
数カ月になつたのであります。幸い

て、町村合併の歴史的事業は全国的に着々として進捗し、すでに計画の八割

在では約四千三百町村となり、約五千三百余町村が減少し、その間に二千に

す。今や大勢は、町村合併の促進から新市町村建設の段階に入ったと申して

申すまでもなく、町村合併の本旨は、町村の規模を適正ならしめて、その基礎を強化し、市町村が時世の進運に応じて基礎的地方公共団体としての機能を十分に發揮し、住民の福祉を増

市町村が新しい地域を基礎として、すみやかにその一体的態勢を確立し、町村合併によって強化された行政能力を活用して、その建設を計画的かつ効果的に行い、地域社会の発展向上に努め、国民生活の充実と国民経済発展の基礎を固くすることが深く期待されるのであります。従いまして、新市町村は自身がその建設に自主的な努力をするとともに、国、都道府県等においても協力援助をさらに適切に行い、新市町村の建設を着実に進めて参りますことと現下の要務であり、町村合併の歴史は現下の要務であり、町村合併の歴史的事業の成果を全うするゆえんであると存じます。よって、町村合併促進法がこの九月末に三年の有効期間を終るに至るまでの間に、これに対するものであります。なまらかにすることによりまして、新市町村の建設を促進し、その健全な発展の基礎を固めるために必要な立法措置を講じようとするものであります。なお、新市町村の建設と関連いたしまして、町村合併に伴う争論を合理的に解決するため、あつせん調停等の制度を設けるとともに、町村合併促進法の有効期間中に合併が行われない小規模町村に対する合併の推進についても、あわせて必要な措置を規定し、町村合併の完遂とこれをめぐる争論の合理的な解決を期そうとするものであります。

以下、法案の内容につきましては、基礎的な地方公共団体としての機

能を十分發揮して住民の福祉を増進するためには、その基盤となつてゐる地域の自然的、経済的、文化的その他の特性に即して総合的にその建設計画を進めるることを基本として、新市町村建設計画が計画的、効果的に実施されるよう必要な調整を加え、特に支所、出張所の廃止、統合、小、中学校の統合その他新市町村の一体性を確立し、組織及び運営の合理化に努めるとともに、新市町村の建設の推進力とするために新市町村に新市町村建設審議会を置くことができる旨を定めようとするものであります。

第二は、新市町村建設計画の実施の促進に関する国、都道府県及び公共企業体の協力援助に関する措置についてであります。すなわち、国は新市町村に対しても、その新市町村建設計画の合理的な調整を促進するための補助金及び支所、出張所並びに小、中学校の統合に伴う補助金を交付するものとするほか、おおむね町村合併促進法におけると同様に、財政上の援助、起債の許可その他の国行政機関の行う処分について、新市町村に対し優先的に配慮すべきものとするとともに、郵便局等、國の地方行政機関の所管区域と新市町村の区域とが適合することとなるようるものであります。日本電信電話公社等も、新市町村の建設に資するため電話加入区域の変更等の措置を行い、国に措置するものとし、都道府県におきましても、国の行う措置に準じて必要な措置を講ずべき旨を規定しようとするものであります。日本電信電話公社等も、新市町村の建設に資するため電話加入区域の変更等の措置を行い、国は、これを行うために必要な資金の融通措置を講ずるものとし、新市町村の住民の便益をできる限りすみやかに確保しようとするものであります。な

お、内閣総理大臣及び都道府県知事は、新市町村建設計画の調整または実施に關して必要な基準を定め、または助言、勧告をすることができるものとし、このため及び未合併町村の町村合併の推進に關する諮問機関として、国に新市町村建設促進中央審議会を置き、都道府県に新市町村建設促進審議会を置くことができるなどいたしましたのであります。

せ、さらに特に必要があるときは裁定されることもできるものとし、町村合併に關する争論の適切な解決をはかつて新市町村の円満な運営に資することといたしたいのです。

また、いわゆる分村問題が町村合併をめぐるものとともに著しい問題点の一つでありますので、同様に町村合併調整委員のあっせん、調停の制度を採用し、町村合併促進法におけるとほほ同様に、都道府県知事の請求に基く選挙人の投票による境界変更の手続について規定を整備し、分村問題の合理的な解決をはかりたいと存じております。なお、町村合併促進法が効力を失った後においても、その規模が適正を欠き、町村合併を行うことが必要であり、かつ可能である町村で合併を行わないものがあるときは、都道府県知事は、新市町村建設促進審議会の意見を聞き、内閣総理大臣に協議して町村合併の勧告をするものとし、これについて、都道府県知事が申請により、内閣総理大臣においても町村合併の勧告をすることができる旨を規定し、もつて町村合併の完遂を期そうとするものであります。このほか、町村合併に関して関係市町村の申請があるにもかかわらず、都道府県知事の処分が行われない場合においても町村合併の勧告をするものとが定められたのであります。

最後に、この際町村合併に伴う議員の任期の延長の特例を人口五万未満の市町村合併に準用することとし、現行の町村合併促進法に準する規定を設けることといたしたいと存じます。

編入する十五万未満の市についても町村合併促進法を準用することとするほか、この法律の施行に伴い必要な条文の整理を行るために町村合併促進法の一部をこの法律の附則で改正いたしましたことを存じております。

以上、提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げる次第であります。

○委員長(松岡平市君) ちょっと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(松岡平市君) それでは速記を始めます。

次に、政府委員より、ただいまの新市町村建設促進法案についての補足説明をお願いいたします。

○政府委員(小林興三次君) お手元に

お配りいたしました新市町村建設促進法案要綱につきまして御説明申し上げたいと思います。それからあとからお配りしました資料につきまして簡単につけ加えたいと思います。

「第一、総則に関する事項、一、この法律は、町村合併を行なった市町村の新市町村の健全な発展をばかり、あわせて未合併町村の町村合併を強力に推進することにより、地方自治の本旨の十分な実現に資することを目的とすること」、これは目的で御説明申し上げることはありません。「二、新市町村の自然的、経済的、文化的その他の条件に即して総合的に建設を進めることを基本方針として、その一体性を確立し、組織及び運営の合理化はかり、健全な財政運営に努め

建設を計画的かつ効果的に進めるべき旨を明らかにすること。」これは新市町村建設の基本的な考え方を書きたいと存じております。

以上、提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げる次第であります。

○委員長(松岡平市君) ちょっと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(松岡平市君) それでは速記を始めます。

次に、政府委員より、ただいまの新市町村建設促進法案についての補足説明をお願いいたします。

○政府委員(小林興三次君) お手元に

お配りいたしました新市町村建設促進法案要綱につきまして御説明申し上げたいと思います。それからあとからお配りしました資料につきまして簡単につけ加えたいと思います。

「第一、総則に関する事項、一、この法律は、町村合併を行なった市町村の新市町村の健全な発展をばかり、あわせて未合併町村の町村合併を強力に推進することにより、地方自治の本旨の十分な実現に資することを目的とすること」、これは目的で御説明申し上げることはありません。「二、新市町村の自然的、経済的、文化的その他の条件に即して総合的に建設を進めることを基本方針として、その一体性を確立し、組織及び運営の合理化はかり、健全な財政運営に努め

建設を計画的かつ効果的に進めるべき旨を明らかにすること。」これは新市町村建設の基本的な考え方を書きたいと存じております。

以上、提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げる次第であります。

○委員長(松岡平市君) ちょっと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(松岡平市君) それでは速記を始めます。

次に、政府委員より、ただいまの新市町村建設促進法案についての補足説明をお願いいたします。

○政府委員(小林興三次君) お手元に

お配りいたしました新市町村建設促進法案要綱につきまして御説明申し上げたいと思います。それからあとからお配りしました資料につきまして簡単につけ加えたいと思います。

「第一、総則に関する事項、一、この法律は、町村合併を行なった市町村の新市町村の健全な発展をばかり、あわせて未合併町村の町村合併を強力に推進することにより、地方自治の本旨の十分な実現に資することを目的とすること」、これは目的で御説明申し上げることはありません。「二、新市町村の自然的、経済的、文化的その他の条件に即して総合的に建設を進めることを基本方針として、その一体性を確立し、組織及び運営の合理化はかり、健全な財政運営に努め

建設を計画的かつ効果的に進めるべき旨を明らかにすること。」これは新市町村建設の基本的な考え方を書きたいと存じております。

以上、提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げる次第であります。

○委員長(松岡平市君) ちょっと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(松岡平市君) それでは速記を始めます。

次に、政府委員より、ただいまの新市町村建設促進法案についての補足説明をお願いいたします。

○政府委員(小林興三次君) お手元に

お配りいたしました新市町村建設促進法案要綱につきまして御説明申し上げたいと思います。それからあとからお配りしました資料につきまして簡単につけ加えたいと思います。

「第一、総則に関する事項、一、この法律は、町村合併を行なった市町村の新市町村の健全な発展をばかり、あわせて未合併町村の町村合併を強力に推進することにより、地方自治の本旨の十分な実現に資することを目的とすること」、これは目的で御説明申し上げることはありません。「二、新市町村の自然的、経済的、文化的その他の条件に即して総合的に建設を進めることを基本方針として、その一体性を確立し、組織及び運営の合理化はかり、健全な財政運営に努め

建設を計画的かつ効果的に進めるべき旨を明らかにすること。」これは新市町村建設の基本的な考え方を書きたいと存じております。

以上、提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げる次第であります。

○委員長(松岡平市君) ちょっと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(松岡平市君) それでは速記を始めます。

次に、政府委員より、ただいまの新市町村建設促進法案についての補足説明をお願いいたします。

○政府委員(小林興三次君) お手元に

お配りいたしました新市町村建設促進法案要綱につきまして御説明申し上げたいと思います。それからあとからお配りしました資料につきまして簡単につけ加えたいと思います。

「第一、総則に関する事項、一、この法律は、町村合併を行なった市町村の新市町村の健全な発展をばかり、あわせて未合併町村の町村合併を強力に推進することにより、地方自治の本旨の十分な実現に資することを目的とすること」、これは目的で御説明申し上げることはありません。「二、新市町村の自然的、経済的、文化的その他の条件に即して総合的に建設を進めることを基本方針として、その一体性を確立し、組織及び運営の合理化はかり、健全な財政運営に努め

等の整備の必要がありますので、そういうものにつきましては、あわせて補助金交付の道を考えたい。こういうふうに存じておるのであります。「三、国は、新市町村建設計画の実施を促進するため、おおむね現行町村合併促進法第二十九条におけると同様に、新市町村建設計画に掲げる事業に対する財政起債の許可その他の行政機関の行い处分等について、新市町村のために特別の配慮をするものとすること。」この規定は、従来の促進法にもありましたとのとほんど同様の規定でございまして、それぞれの事業を実施する場合において、既定予算を新市町村重点主義で運用することを建前とする規定でございます。「四、国は、国の地方行政機関の所管区域が新市町村の区域を基礎とすることとなるように、その変更等の措置をすみやかに講ずるものとすること。」この中心は郵便局の管轄区域と存じます。その他なお出先機関で考えられるものもありますのは、新市町村の区域を基礎とするより、その変更をできるだけ早く実現いたしました。郵便局の統廃合に関しましては、今度国の予算としてこれは相当の金額を計上されております。これはあとから一括して御報告申し上げます。「五、都道府県は、新市町村建設計画の実施を促進するため、前三項に準じて必要な措置を講ずるものとし、その他新市町村に対しても必要な協力をしなければならないものとすること。」これは都道府県の役割でございまして、国はそれぞれ国の補助事業あるいは直轄事業として市町村に対する補助事業あるいは

は府県の直轄事業について市町村の育成を中心と考えることを明らかにしたるものであります。「六、日本電信電話公社その他の公共企業体は、新市町村の建設に資するため必要な措置を、事務の許す限りすみやかに講ずるものとし、国は、日本電信電話公社が加入区域の変更等の措置を計画的に講ずるためには必要な資金の融通について配慮しなければならないものとすること。」これは問題になつております電話局の統合の問題でございまして、これも電電公社としても一緒に御協力を願つておるのであります。これに対する財政上の措置についての規定を設けたのでござります。「七、内閣総理大臣は、新市町村建設計画の調整その他その実施に関することができるものとすること。」この場合において、新市町村建設促進中央審議会の意見を聞いて、新市町村建設計画の調整及び実施に関する事務について審議して新市町村の建設を促進したことと存するのであります。「一、現行市町村合併促進法におけると同様に、新市町村建設計画に掲げる事業について地方債を財源とすることができるようになります。しかしながら、新市町村に及ぼしておるのであります。町村建設計画全般について……。二、新市町村はこれを構成する從前の市町村相互の間に地方税の賦課または基本財産もしくは負債の額に著しい差異がある場合には、現行町村合併促進法におけると同様に、町村合併の次年度より三ヵ年度に限り不均一の課税をすることができるようになります。これは未合併町村にあります。過去の町村にもあるのであります。合併する町村相互間において税の賦課率あるいは財産所有の状況、負債の額等に非常にアンバランスがある場合において、なかなか話が円滑に進まない、その間の実質的な均衡を保つために、ほんの三ヵ年間でござりますが、不均一の課税をすることができるといふ道を開くことにして、合併の円滑と

計画の調整その他その実施の促進にして、必要な助言、勧告等の措置を講じ、なお新市町村建設計画の調整又は公社その他の公共企業体は、新市町村の建設に資するため必要な措置を、事務の許す限りすみやかに講ずるものとし、国は、日本電信電話公社が加入区域の変更等の措置を計画的に講ずるためには必要な資金の融通について配慮しなければならないものとすること。」これは問題になつております電話局の統合の問題でございまして、これも電電公社としても一緒に御協力を願つておるのであります。これに対する財政上の措置についての規定を設けたのでござります。「七、内閣総理大臣は、新市町村建設促進中央審議会とともに、新市町村建設促進中央審議会の意見を聞いて、新市町村建設計画の調整その他その実施に関することができるものとすること。」この場合において、新市町村建設促進中央審議会の意見を聞いて、新市町村建設計画の調整及び実施に関する事務について審議して新市町村の建設を促進したことと存するのであります。「一、現行市町村合併促進法におけると同様に、新市町村建設計画に掲げる事業について地方債を財源とすることができるようになります。しかしながら、新市町村に及ぼしておるのであります。町村建設計画全般について……。二、新市町村はこれを構成する從前の市町村相互の間に地方税の賦課または基本財産もしくは負債の額に著しい差異がある場合には、現行町村合併促進法におけると同様に、町村合併の次年度より三ヵ年度に限り不均一の課税をすることができるようになります。これは未合併町村にあります。過去の町村にもあるのであります。合併する町村相互間において税の賦課率あるいは財産所有の状況、負債の額等に非常にアンバランスがある場合において、なかなか話が円滑に進まない、その間の実質的な均衡を保つために、ほんの三ヵ年間でござりますが、不均一の課税をすることができるといふ道を開くことにして、合併の円滑と

計画の調整その他その実施の促進にして、必要な助言、勧告等の措置を講じ、なお新市町村建設計画の調整又は公社その他の公共企業体は、新市町村の建設に資するため必要な措置を、事務の許す限りすみやかに講ずるものとし、国は、日本電信電話公社が加入区域の変更等の措置を計画的に講ずるためには必要な資金の融通について配慮しなければならないものとすること。」これは問題になつております電話局の統合の問題でございまして、これも電電公社としても一緒に御協力を願つておるのであります。これに対する財政上の措置についての規定を設けたのでござります。「七、内閣総理大臣は、新市町村建設促進中央審議会とともに、新市町村建設促進中央審議会の意見を聞いて、新市町村建設計画の調整その他その実施に関することができるものとすること。」この場合において、新市町村建設促進中央審議会の意見を聞いて、新市町村建設計画の調整及び実施に関する事務について審議して新市町村の建設を促進したことと存するのであります。「一、現行市町村合併促進法におけると同様に、新市町村建設計画に掲げる事業について地方債を財源とすることができるようになります。しかしながら、新市町村に及ぼしておるのであります。町村建設計画全般について……。二、新市町村はこれを構成する從前の市町村相互の間に地方税の賦課または基本財産もしくは負債の額に著しい差異がある場合には、現行町村合併促進法におけると同様に、町村合併の次年度より三ヵ年度に限り不均一の課税をすることができるようになります。これは未合併町村にあります。過去の町村にもあるのであります。合併する町村相互間において税の賦課率あるいは財産所有の状況、負債の額等に非常にアンバランスがある場合において、なかなか話が円滑に進まない、その間の実質的な均衡を保つために、ほんの三ヵ年間でござりますが、不均一の課税をすることができるといふ道を開くことにして、合併の円滑と

計画の調整その他その実施の促進にして、必要な助言、勧告等の措置を講じ、なお新市町村建設計画の調整又は公社その他の公共企業体は、新市町村の建設に資するため必要な措置を、事務の許す限りすみやかに講ずるものとし、国は、日本電信電話公社が加入区域の変更等の措置を計画的に講ずるためには必要な資金の融通について配慮しなければならないものとすること。」これは問題になつております電話局の統合の問題でございまして、これも電電公社としても一緒に御協力を願つておるのであります。これに対する財政上の措置についての規定を設けたのでござります。「七、内閣総理大臣は、新市町村建設促進中央審議会とともに、新市町村建設促進中央審議会の意見を聞いて、新市町村建設計画の調整その他その実施に関することができるものとすること。」この場合において、新市町村建設促進中央審議会の意見を聞いて、新市町村建設計画の調整及び実施に関する事務について審議して新市町村の建設を促進したことと存するのであります。「一、現行市町村合併促進法におけると同様に、新市町村建設計画に掲げる事業について地方債を財源とすることができるようになります。しかしながら、新市町村に及ぼしておるのであります。町村建設計画全般について……。二、新市町村はこれを構成する從前の市町村相互の間に地方税の賦課または基本財産もしくは負債の額に著しい差異がある場合には、現行町村合併促進法におけると同様に、町村合併の次年度より三ヵ年度に限り不均一の課税をすることができるようになります。これは未合併町村にあります。過去の町村にもあるのであります。合併する町村相互間において税の賦課率あるいは財産所有の状況、負債の額等に非常にアンバランスがある場合において、なかなか話が円滑に進まない、その間の実質的な均衡を保つために、ほんの三ヵ年間でござりますが、不均一の課税をすることができるといふ道を開くことにして、合併の円滑と

かなか話が進まぬという面がありますので、その条件をできるだけ緩和させたい、そうして市町村の実際の実情に合らようにならいたしたい、こういう考え方で、今度の改正につきましても、林野庁とも積極的なあつせん、協力、協議を進めて参つたのでござります。そこで從来の建前によりますと、五ヵ年据置で十五年以内の年賦償還になつておつたのを、十五年ではどうも短か過ぎるので、それを五ヵ年間延ばしまして、二十ヵ年間にします。これが一つ、それからもう一つは、年賦償還になつたものにつきましては、從来六分五厘の利率を払つて参つたのでございます。そこでこの利子の支払いに非常に町村としては困つておるという事情がありまして、立木の売り扱いが、円滑に木材の値段がらうまく行つてゐる時代はいいのであります、このごろなかなかそういう現象もありますので、六分五厘とかそう売り扱いが円滑に行かぬという事態で、売り扱いに非常に困つておるという現象もありますので、六分五厘という利率を一様にきめられては困る。そこでその山の実情によりまして、六分五厘、五分五厘、四分五厘といふ三段階を設けることにいたしまして、樹齢が十年未満ですぐに売れないようなものは四分五厘にする、それから樹齢がそれ以上であります、伐木の適齢期に達していないのは五分五厘とする。伐木適齢期にきたものは六分五厘にするというよに三段階に段階を設けまして、利子の負担を緩和いたしたいということに相談がまとまつたのであります。これは利子の問題でありますから法律で書くのはいかがかと、ほかの立法令と同様に実際の金利の状況であんばいしなければなりません

農林大臣と大蔵大臣、自治庁長官などがいるので、これに基く政令で、それそれ三者協議して実際に定める。その辺は今申し上げました基準で問題を考えようということで話をつけたのでござります。なお、これにつきまして町村会あたりで時価より安い値段で払い下げることができます。なほ、これにつきまして町村会の基本財産、永久財産として所得するわけでありまして、単に公用財産、公共用財産として学校のような建物に使うとか、そういう場合の問題と違いますので、これはやはり適正な時価で払い下げていいのじやないか。ただしかしながら、その支払いの条件だけが実情に合うようにした方が適当であろう、こういう考え方で町村会方面の御意見もありましたが、この際とるべきではないという結論に達したのでござります。それから、なおこの規定の改正で重要なのは、これは過去に促進法で売り払いを受けた町村に対する、さらにその前に、国有林野整備臨時措置法で十二、三万町の林野が町村に払い下げになつておるのであります。が、その払い下げを受けた代金の支払いに非常に困っている。それが据置期間も大体五年か、六年くらいで非常に短くて、おまけに利子が六分五厘で非常に困つておる実情にありますので、こういう個々のものにつきましても、それが合併町村ならば今度の条件緩和の規定を適用して適用しようといふことで、これは林野厅の非常な好意ある理解も得まして、その規定をこの後段に入ることにいたしましたのでございま

それから第五は、町村合併に伴う争論の処理及び未合併町村の町村合併の推進に関する事項、それからあとは未合併町村の場合、それから合併に伴う跡始末と申しますか、そういうものにつきまして、必要な規定を整備して問題の合理的処理をはかりたいという事項でございます。「一、町村合併をしてようとするに当り、または合併後に、市町村の名称、事務所の位置、財産外分等について争論があるときは、都道府県知事は、新市町村建設促進審議会の委員のうちから任命する町村合併調整委員にあつせん、または調停を行わせることができるものとし、あつせんまたは調停による解決の見込みがないときは、特に必要な場合に限り、町村合併調整委員の意見をきいて都道府県知事が当該争論の裁定をすることがであります。」これが合併後について議論が起り、最初話がついてきたものが合併後でまたひっくり返されとか、ひっくり返さぬとかいうような事例もあります。それからまた合併につきましても、合併はいっけれども、こういう条件が整わぬために事が進まらないといふような場合がありますので、そうした問題を合理的に解決するために町村合併調整委員といふ制度を設けることにいたしました。しかしこれはまた特に設けるということはよけいなことでありますので、この建設促進審議会委員のうちから任命をして、あつせん、調停、裁定の措置を講じて、問題を合理的に解決いたしたい、こういうふうに存するのであります。それから「二、新市町村とこれに隣接する市町村との間において市町村の境界変

ら、「三」都道府県知事は、町村合併促進法の失効後においても、なお、規模が適正を欠き、諸般の事情に照して町村合併を行うことが必要であると認められる町村がある場合においては、昭和三十二年三月三十一日までの間に、おいて、新市町村建設促進審議会の意見を聞き、内閣総理大臣に協議して、町村合併の計画を定め、これを関係市町村に勧告するものとすること。勧告を受けてもこれに基く関係市町村の議決がない場合において、特に必要があると認めるときは、都道府県知事は、新市町村建設促進審議会の意見をきいて、当該市町村の選挙人の投票により市町村の合併を行なうことができるものとすること。」まあ大体の考え方方は、促進法が九月一ぱいで切れますが、それまでに合併は自主的に進められると存じておるのでございます。特にこの新しい新市町村建設促進法が出れば、いよいよ合併も進捗すると思いますが、しかしいろいろの事情がありまして残るものがあるかもしれません。そういうものの跡始末をどうするか、そういうのがこの規定でございまして、殘るものうちには、それは地域的な事情その他で万やむを得ぬものもあるかもしれんし、しかししながら、所によつてはむしろやっぱり合併した方がよろしいと考えられるものもあるかもしれん、そこでどういふ意味で促進法失効後におきましては、むしろ全国的な調整をはかつてどうするかということを最後にもう一べき考え方直しまして、どうしても必要だと思ふものにつきましては、知事の勧告書なり、必要なならば総理大臣の勧告書

を発動させて、自主的に問題を解決いたしたい。ただし、まあ問題は市町村の住民が一般的には合併を希望しているが、理事者とか、議会の一部でなかなか動きがつかぬというような場合には、あらゆる手段を用いて問題を解決してもらいたい。こういうふうに存するのであります。あつとも、それは勧告に従わなければ、もちろんそれはそのままの問題でございます。それから「四、内閣総理大臣は、都道府県知事の勧告を受けた日から四ヶ月を経過しても、なお、町村合併を行わない市町村について、都道府県知事の申請があつたときは、新市町村建設促進中央審議会の意見をきいて、町村合併の勧告をすることができるものとし、この勧告によつても町村合併を行わないものについては、小規模町村であることにより行われる國の財政上の援助措置は行われないことがあるものとすること」。これは総理大臣が勧告をいたしましてもなお合併が進まない、こういう場合の始末でございまして、そういう場合にももちろん地方自治体の性質上強制合併等のこととは、これはまあ考へることには適当ではない。しかしながら、町村の意見でどうしても自力でやつて行くということになりますれば、むしろそういう町村につきましては、今後合併がほとんど完成いたしまして、どうしても合併ができないという町村があるような場合には、合併すべくしてしづかれたものにつきましては、特別の村も自立できるようにならなければ、問題を考えて行く必要がある、そういうような場合には、合併すべくしてしづかれたものにつきましては、特別の

措置といふものは必ずその町村の自主的な責任にまかせる。こういう点をはつきりさせたいと思うのでございます。それから「五、内閣総理大臣は、都道府県知事の勧告にかかる町村合併に關し、関係市町村から合併の申請があつた場合において、申請の日から四カ月以内に都道府県知事の処分が行わぬときは、新市町村建設促進中央審議会の意見をきいて、現行町村合併促進法におけると同様に、町村合併の処分を行うことができるものとすること。都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更に關し、関係市町村の申請があつた日から、四カ月以内に関係都道府県の申請が行われないときも同様とすること」、「これは大体現行法にもございますが、関係市町村は完全に話がまとまっておる、しかしながら、府県の段階において事が進まない、府県会あたりで反対の議決をするといふようになります。現行法通りでございます。それから「第六、その他の事項、一、町村合併促進法が効力を失うまでに、同法に定める町村合併について処分の申請をしている市町村があるときは、その町村合併については、この法律の規定を適用すること」、大体この促進法は、町村合併促進法の有効期間中、それに基いてでき上った市町村について適用あることを基本にいたしておるのでござります。しかしながら、ちょうど九月のまあ下旬頃に町村の合併の手続がおくれて十月になってしまつたというような市町村につきましては、当然この法律の恩典も浴せしむべ

きでございますので、その点をこの一項で明らかにしたのでござります。それから「一、町村合併促進法が効力を失つた後においても都道府県知事または内閣総理大臣の勧告に基く町村合併を行なつた市町村については、この法律の規定を適用するものとすること。」それ以後かりに残つた町村につきましても、あとで知事や総理大臣が勧告をして、そうしてやつた場合には、これはやつぱりこの法律の恩典に沿せしむるべきであるというのが二項でござります。三、町村合併促進法中、町村議会の議員の任期の延長の特例を人口五万未満の市が町村を編入する場合に準用し、また知事が町村合併促進審議会の意見をきいて勧告した町村合併については、人口十五万未満の市についても、町村合併促進法の規定を準用するものとし、その他この法律施行に伴い不要となる規定の整理等、必要な経過規定を設けること。」これは現在の促進法のうちで、議員の任期延長の特例がございますが、町村にだけ規定を適用しておるのでござります。市の場合は、市が新設された場合にだけ規定をいたしておりますのでございまして、既存の市へ町村が編入した場合は、この規定の適用がないわけでござります。そこでその点で、現実の事例でなかなか話がうまく行かない、この規定の適用を要望する事例がありますので、そこでこの際五万未満の市が町村を編入する場合にも、両市町村で話がつけばこの特例の道を開いてもいいのじやないか、こういうのが前段でございます。それから後段は、この人口五万以上十五万未満、非常に大きな市への合併については促進法の規定の適用がないのでござ

ざいますが、やつぱり十五万未満の市くらいにつきましては当然入れて、そのほかに入れようがないようなところにつきましては、この法律の適用の困難に沿さしめた方がいいと考えるのでございまして、これもかねてから市長会とか、市の議長会からの要望が強いところでございまして、現にこれで合併が進まぬという事例もございまして、そういう地元の強い要望もありますので、この際十五万未満の市についても促進法の規定を準用することにいたしたいと存するのでござります。「四、この法律は、公布の日から施行し、五ヵ年間に限り効力を有すること」と、これはやはり新市町村建設の臨時立法でございますので、やはり時間の制限としてある程度の期間を限るべしというのがわれわれの考え方でござります。五ヵ年で、それなら新市町村が起き上るか、これは新市町村の經營は永久の問題でござりますが、ともかく今合併に伴うとりあえずの基本的な整備強勢をやるために、ある程度の期間を限つて組織的に計画的にやるべきであります。それからあとはほんとうの市町村の自治一般の振興の問題として考えるべきであると思うのでござります。その後はそういう基本的な市町村経営の態勢を持つて行くことに一応五年間を限度にして限りたいと思います。それがこの法律の趣旨でござります。

なお、これに関連いたしまして、本年度この新市町村建設促進法ができるといふことが前提になつて、國も合併を直接相手にした補助金が各方面で多少計上されたのであります。一つは

自治局でございますが、自治局自身は事業官厅ではありませんので、事業費を持つことが運営上適当ではあります。ただ先ほど申しました支所、出張所の統廃合等の問題は役場機構の問題でございますので、そういう統廃合を促進するために必要な経費は自治局の予算できません。こういううので、金額はたくさんではありませんが、一億七千万円計上してございます。それから一般の新市町村の指導育成に要する、特に府県のいろいろな指導費として五千万円組んでおります。なお一般の合併促進の経費は七億幾らくらい組んでおります。これは前通りの経費でございます。それから文部省の方で小中学校の統合に伴う直接の校舎新築に要する補助として三億計上されております。それから郵政省の郵便局の統合に対する経費は四億七千万、電電公社関係として電話局の統合に要する経費は十億、それから無電話部落解消に要する経費として三億、こういふ経費が直接この新市町村を中心に計上された経費でございます。なお、御承知の農林省の新農林建設計画の経費として十四億五千万円でございますが、この運用ももちろんこういう新市町村の建設と総合的な関係において運用されるべき経費だと存じております。その他はそれぞれの各省の所管の経費、自治庁の交付金なり、あるいは起債等の諸議方針として新市町村を重点的に考えて行く、こういう態勢で事を進めたいと存ずるのでございます。これはもうそれぞの各省がそれぞの所管の行政について総力態勢で事を考えていただく、こういう基本方針で進んで参りましたいと思うのでございます。

それからお手元にお配りいたしまして、資料につきまして、ちょっとと簡単な説明をさせていただきます。これは大体国の計画と県の合併計画を基礎にいたしまして、三月一日現行の合併の数、進捗率、それから今後合併を予定されておる数字をあげてございます。国の合併計画では八五%、都道府県の計画では七七%、残つておるのは九百二十九、府県では千五百六十五、こういうことになつております。これらの府県の計画も從前作られました計画でございまして、それぞれ合併の実際にかんがみまして、なお最終段階においては再調整すべきものがあります。これらはうろとと思うのであります。そういう点は今県の方でも最後の合併の総仕上げの段階におきまして、そういう点を考慮しつつあるようでござります。そこらの数字はまだ確定的なものは参つておりません。それから次は新市町村の数並びに町村の平均人口及び平均面積に關する調べで、これはどちらん願えばわかると思います。三番は、町村合併による三役及び議員の減少状況、今まで当然に減つた三役と議員の數をここに書いてござります。合せまして三役一万五千、議員が六万七千、合併が完了すれば一万八千と九万の職員が減少する、こういう数字になります。

次は、未合併町村に關する調べでございまして、今の計画上残つておる町村につきまして、一応人口段階別にどうなつておるかということを調べたのでございます。今後合併の計画を手立てされておるが二千三百、そのうちで人口八千未満が千八百でござります。これは八千以上のものもございますが結局八千以上の町村へ隣接の小さい町村をくつつけざるを得ないといふので、こういう数字になるわけであります。千八百残つておるものを見るとこまかい段階別をここに書いてございまして、やはり三千とか、四千とか、あるいは五千未満といったようなもののがきわめわ多いのでございまして、今後残つておる町村はおおむね弱小町村とございますから一番正確であります。林野庁の資料でございます。林野庁の資料でございますから、全体で八千町歩、件数が百五件、これはなお希望はこれよりずいぶん多いのですが、今まで行われた数字でござりますが、今まで行われた数字でござります。

局木を伐ってしまつて売り払つたりな
どしたといふので、林野庁の非常に感
情を害しておる、管理がうまく行つて
おらぬ、そこで町村に充るというとか
えつて山を荒らすじやないかといふとか
うな声が、批判が一部に起りまして、
それが新市町村に対する払い下げを非
常に戸惑いさしておるといふことが
情であつたのでござります。しかしこ
れも先ほどの、今度の規定によりま
して、あの条件規定を緩和するととも
に、逆に、そのかわりに払い下げを受
けたものにつきましては施業計画をき
ちんと立てて、みだりに処分ができな
いといふコントロールの規定も、促進
法に入つておるのをそのまま適用させ
まして、そうして払い下げを受けるべ
きものは受けて、あとは基本財産とし
て適正に管理経営をして行くといふ基
本態勢を整えて、さらにはこの払い下げ
の問題を積極的に進めたいと、こうい
うふうに考えておるのでござります。
林野庁も大体そういう考え方で、ほん
とうに受け入れ態勢と準備を整えて健
全な経営計画、施業計画を持つておれ
ば、できるだけ協力しようといふ考え
方でおられますので、そういう方向に
一般の新市町村も考えていただいて、
健全な経営のために山を取得するとい
う態勢で今後一そら強力に進めて行き
たい。この点につきましては、なお委
員会各位の格別の御協力とごあつせん
をお願いいたしたいと考えておるところ
でございます。

き次第、あしたでござるましたから、これはで
ますから、すぐお届けいたします。郵
便局の集配区域の統合も、電電公社では積極的
区域の統合も非常に主管省では積極的に
にこれはやつてもらつておるのであります
が、一つは、やっぱり合併が固ま
らないというと区域がきまらぬ、まず
そういう基本的な問題がございま
して、その合併の実際の進捗に沿うて行
くより仕方がない、そういう問題が一
つと、それからなおこいら統合には
当然に金がかかる、特に電電公社では
多額の資金を要しますので、その資金
の許す範囲で逐次やつて行くよりしょ
うがない。そういう面が一つあります
す。

それからさらに、一般的には統合を
主張しておきながら、いざということ
になりますといふと、存外地元の市町
村で反対運動が起る。こういう事例も
最近見受けられるのであります。こ
れはまあ町村会とか、町村議長会を通
じて強くその点を今地方にも注意して
もらつておるのでございますが、そ
ういうことでは、とうていこの統合を
円滑に進むはずがないでございま
す。そういう点も考えながら、これは
逐次新市町村を基礎にして早く統合
の実を上げたいというふうに存じてお
るのでございます。

それから、なおこの新市町村建設計
画の実際の概要、これは前にもお配りいた
たことがあります。御参考
のために、これは大二十九年度と三
十年度の事業計画の内容とその実施の
進捗率といふものの資料をお配りいた
しておいたのであります。これの第一
ページの総括表をごらん願いますとい

実施額といたしましては、計画事業が三百九十三億に対し実施額が百八十四億ですか、それで実施割合四七%、こういうことになつておりますけれども、やっぱり逐次計画が進みつつあるということを御了承願いたいのであります。

で、これから以後の問題は、今度の促進法でさらに再検討すべきものは再検討した計画を基礎にして、こうした資料もなお整備し、それを計画的に進め行きたい、こういうふうに存じておるものでございます。

○委員長(松岡平市君) これより質疑に入ります。

ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 速記を始め
て。

暫時休憩いたします。

午後零時三十五分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(松岡平市君) 委員会を開会いたします。午前に引き続き新市町村建設促進法案を議題に供します。御質疑の方は御発言を願います。

○小林武治君 この法律は时限法になつておりますが、今の予想で五年たつたらどうか。

○政府委員(小林與三次君) これはこの五年がいいのか悪いのかという議論は実はいろいろあります。五年でこの新市町村の建設ができるはずがないという文句も実はあるわけでございまが、やはりこの合併に伴う跡始末の基礎を固めるというところにこういう

特別の立法をする値打ちがあるのでござりますので、とりあえずその基礎を固めるに必要な、まあ五年ぐらいで問題を片づけるという方針でやっていきたい。ただしこのあとで問題が残るのには、たとえは今の中付税の問題といたるは、もうそなれば全部の市町村が合併してしまうわけありますから、そうなればしちまつたあの市町村を基礎にして、基本的な市町村の財政需要といふものを根本的に変えて、市町村自体の基準財政需要額をその実情に合うように変えてしまって、そして基本体制にもしろ切り変えるべきではないか。まだ現在の段階はしておるものとしておらぬものとありますから、どうしてもこういう応急的措置を考ええていくより仕方はない、こういうふうに考へておるわけでござります。

かつたものとして計算する措置で、新しい需要を過去の計算で見るという建前で從来来ておったわけなんです。そういう合併しなかつたものとして五年も六年もの前の町村の状態を基礎に置いて計算するのは、交付税の建前からはずむるおかしいではないか。それよりも新しい町村を基礎にして、どうせそれが金は流さんといかぬのですから、そういう金を新しい財政需要で計算すべきではないか。そういう考え方で今までの合併補正と申しますが、そういう形でますととりあえず財政需要をとどめ、そして金を流すことを考えておこう。要するに從来市町村にいつておった金は合併が進んだて当然やるべきものでありますから、そういう考え方で実はこの案を考えたわけであります。しかし、この案もまだ基本的なものではないのでありますて、ほんとうにこの合併が終つてしまえば、ほんとうにこの市町村の姿をとらまえて、その市町村の姿に即するようむしろ交付税法の本則を変えて、あそこの市町村の準財政需要を、從来流されておつた廻りを確保するように、根本的に変え直さないといふことが、私は一番基本的だらうなふうの感想であります。そこで、しかし今日の段階ではすぐそこへいくわけにはいきません。いくと合併する町村と合併しない町村と同一に扱わなければならぬのです。そこで、そういう意味で要するにこれは一種の中間段階だと思いますが、この中間段階でこの法律でこの法律による五ヵ年間が実質上できませんから、町村会側であれを十年に延長しておこなうべきだ、これが大体満たす。そしてその間に合併が

○小林武治君 今のはこの合併後の五カ年と、この法律が今後五カ年効力があるからそれをプラスされたものになる、こういうお話をですか。そういうことになるのでしようか。

○政府委員(小林與三次君) それは今まで合併してからまあ五年たつかったらぬかということが今非常に問題になっている。ことし生きる町村も幾つかあります。来年になるとまた幾らかふえるわけです。そういう町村をまずこの法律は全部五年間の効力がありますから、全部引き受け、この町村の、この法律の今の交付税の算定の基準が全部引っかかりますから、そういう意味で過去にあつたやつは全部延びてしまらわれます。ただこれから合併といふものがあるとすれば、それはこの法律だけですから五カ年間で切るということがになつてしまします。その間に少し食い違いがあるのぢやないかといふことで、合併が全部終つた来年なら来年に、もし必要なならばもつとそのときの町村の実態を基礎にして、むしろ基準法にこの間に乗り移っていく、この法律を五カ年間動かしていく間に基本法に乗り移っていく、こういう考え方でいくべきじゃないか、こういふ趣旨でございます。ですから今まで五年間たつておったものはプラス五カ年間ということにはなつておるわけです。(「なつておるのか」と呼ぶ者あり)

○小林武治君 今の点が私了解できな
いが、附則の五ですね。附則の五に町
村合併の行われた年と、それから五カ

○政府委員(小林與三次君) これはこの御質問の趣旨はわかりましたが、この附則の五項は今のように何条ですか、交付税法の特例を入れます、二十三条でございます。二十三條で全部の市町村について合併補正といふ建前で全部適用するわけでございますね。そこでこれをやりますと、市町村に流れる交付税の総額を全部こういふ形で流しますから、市町村としては総額は影響ないわけです。しかし個々の町村では計算上多少のでこぼこというものはござり得ると思ふわけです。多くの場合もあるし多少くなる場合もありますが、それで從来合併促進法で五ヵ年間は合併前と一緒に建前で既得権を保証していますから、この新しい方式でいつてプラスになる分はもちろんプラスしてやるが、仮に少しでも減るということになるとそれは既得権の建前から言っておかしいじやないか、その分だけは建前通りの額だけは必ず保証してやろうというのが附則の五項です。それから從来の恩典と書いますが、それはみんな二十三條で行きますからこれは五ヵ年当然生きておりますから、そういうわけで實質上五ヵ年延びるというのがわれわれの考え方でございます。

○政府委員（小林與三次君） 結局この附則の五年間をどうするかという問題と、もう一つのこの法律そのものの有効期限をどうするかという問題、今二つの点があるだらうと思うのです。私はこの附則の問題につきましては、要するに今のこの計算の方式が、五年前の状態を基礎にして町村の人口を調べたり何々を調べたりして算定がえをしてやるわけですから、そんな状態を五年も六年もいつまでも続けていくといふのは、いかにも不自然だらうと思います。そこでそういう方式はそんな形をとらずに、市町村の財政需要というものをとらえて、そこで合理的に流していく方程式に一日も早く乗り移るべきではないか。その考え方がこの二十三条になつてこれは現われているわけなんです。それですからこの二十三条にはなるべく早くみんな乗り移つて、この態勢でいくことを私は考えるべきだらう。そういう意味で附則の五項は、これは五年間從来やつておつたんですから、その間だけの問題にして打ち切るのが筋ではないか。そこでそうなると、二十三条で新しい方式で流れていいくのが五年間になつて、五年前たつたらまたとたんに減るのじやないかといふ問題が次に起つてくるわけでございまして、その場合にわれわれはむしろ基本的にもう合併が段落がついてしまつた事態ですから、そのときに市町村に從来流しておつた交付税を府県に流したりする理由はこれは一つもありません。あくまで市町村の財政需要を確保してやるの点は。

態を基礎にして、もう一ぺん市町村の基本的な財政需要というものを考え方を変えるべきではないか。こういう考え方を持つておりますから、それでありますからこの法律は一応五年間にしておいて、その間に基本的な態勢への振りかえを考えるのが本筋じやないだろうか、交付税の扱いから見ても、市町村の經營から見ても、本筋じやないだろうか、というのがわれわれの考え方なんですね。でありますから実質的にこれで恩典か何か知らぬが、五年間で落ちてしまふということを考えておるわけではありませんから、そういうものをさらに基本的な市町村の交付税の態勢に乗り移らせるための、いわば過渡的措置、ということで御了承を願うべきものじやないか、われわれとしてはこういう考え方を持っているわけであります。

すからなるべく自主的な方法をとりたがい。しかしまあだれが考へてもやらないことはない。しかしまあだれが考へてもやらないことは事実なんですね。そういうことで実は考へた一つが個人的な立場とか、そういう事情でつけるかといふ、いわば從来よりも進んだやや強い準強制と申しますか、強制にはいかぬが方式をどこまで考へるか、こういうことで実は考へた一つがこの勧告権、勧告に従わなければあとどの特別な措置は考へないぞということが一つ。それからもっとと進んだ方法が何か考へられないか、かりにいえば関係市町村の議決がかりになくとも、何かほかの方策でやるということが考へられるかという問題がございまして、まあとりあえずのところは住民の総意で、住民投票はこれは当然考へていい。町の問題ですから町民の意思で決定することは当然考へていよいよふうにそこまで考えたのです。今度はそれ以上に町村の意思を無視して、もしかりにやるとすれば県議会の議決でやるとか、あるいは総理大臣がきめてしまふとかいう方式が考えられないわけではないのです。昔御承知の通りこれを持ちよつてひどいかもしませんが、内務大臣が市町村に対しては、県の議會の意見を開いて合併をやるという建前をとつておつた時代もありますが、みんなむちやなこともできぬかもしけれませんが、そういう方式も考えられないわけでもないので、それに準するよしなな考え方が相当議論になつたわけです。

にどうしたことになるか、まあ十月までたつてみなければ情勢もわからぬのでありますから、それを今までございませんで、そしてぜひ自主的に合併を進めたのです。

○小林武治君 今の問題もほとんど異口同音にある程度の強制措置をとつてもらいたいというものが地方の希望であります。それから合併のできない一番の原因是やはり一部の理事者、これらだけの関係で、住民の多くがこれの支障になつておるのはきわめて少い。こういうふうに思うから、私どもある程度強制したらどうかといふように思つておつたが、一応その点はそのままにしておきましょう。

それでこの合併の進行をどの程度を考えておるか。たとえばこれでは昭和三十二年の三月三十一日でもつて一応打ち切る、こういうふうになつておりますが、その後はどうするかというとはどうでしようか。

○政府委員(小林與三次君) これはわれわれといたしましては、一応この法律のワク内でもう全部すべきものは一てしまつという前提でものを考えておるわけです。もうこれ以上ます、残るものは事実上こういう形の法的な措置の有効期間……あとはこの新しい促進法ですべての合併を一応完結するといふ、その基本的な考え方と意気込みでござります。

全部ゆくべきであらうという前提に立つて事を考えておるわけでござります。○小林武治君　ここの規定に「昭和十三年三月三十一日」、こうありまするが、その後はどうされるんですか。○政府委員（小林與三次君）それでは、さりますから、三十一年といいますのについて各県がもう一ぺん合併計画を練り直して考え方、でそれについては中央も参画をして中央、地方の審議会で両方意見をきめて、ほんとうにすべきものか、場合によつてはその方がないものかというふるい分けをいたしまして、そしてすべきものとすれば、みんなこの法律に書いてある期間内に勧告措置等によつて合併をぜひやつてもららうといふ考え方でやつておるわけですから、残る町村につきましては、合併すべきものは全部この措置をとる、この措置によつておそらくはみんな問題は片がつくだろうという期待を持つて規定を作つておるわけでござります。

らぬと思うわけであります。勧告の規定とか、そういう規定の発動の期間を押えたわけでありまして、それから実質上の合併の進捗は多少おくれるということは当然にあり得るだらう。それで今お話をのように六ヵ月でなしに九ヵ月になるか、もつとになるか、実際の問題が最終的に片がつくのはそのあとでもよろしい、こういう考え方を持つておるわけであります。

○小林武治君 それでこの合併 자체がおくれると、この法律の施行期間が過ぎてから、なお交付税交付金等についての期限が残るものがあると思いますが、そういうものはどうですか。

○政府委員（小林與三次君） この九月から以降残ったものについて、まあ三十二年の三月までに必要な勧告規定をみんな発動します、そりとして発動してもその合併が事実上それよりも後に残る、そういうものでも今度規定を入れまして、いやしくも知事が総理大臣の勧告に基いて合併が行われば、その時期は多少のあと先を問わず、当然この法律の適用をするということを明文で規定することにしたわけでござります。

○小林武治君 そろするとこの法律が効力を失つても、この規定だけは残る、こういうことですか。

○政府委員（小林與三次君） 今小林委員のおっしゃいましたのは、五年たつてもまだ残っているという場合でござりますね。

○小林武治君 たとえばこの法律施行後、一年も二年もたつてから合併が行われたとすれば、五ヵ年後といふのは、この法律の有効期間中には完了しないというような問題も起きはせんか。

○政府委員（小林與三次君） わかりました。それはこの法律は、勧告は六ヵ月で、その勧告後一年も二年もまだ残つて、それから合併するということまでわれわれ予想はしておらぬので、まあ六ヵ月以内に勧告をやれば、それから三ヵ月とかあるいは半年とかに問題は片がつきはせんかという期待をしておるわけです。しかしそれがかりにそりでなしに、もつとおくれて二年たつてやつた、それは極端な場合ですが、そういう場合にはさらにそれから五ヵ年間になるか、こういうことになりますと、それはちよつとこの法律自体は五ヵ年間にはならぬ規定になつております。ただ問題によつて、合併の年から五ヵ年間と書いた規定は、これはちよつとそこまで私も考えておりませんでしたが、ひょつとしたら読めるかもしれませんのが、法律自体は一応五ヵ年間でびしつと切れるという建前にはいたしております。

るたつしていくといふ前提で今日法律を作るということは、これは合併を促進するゆえんでもありますんし、それは数年後のことには必要があればまた数年後で事態を考えるべきで、今日の段階におきましてはこの法律の予想する通りに事柄が進むまた進ませなければならぬ、こういう前提で事を進めるべきものだと考えております。

○小林武治君 今の全国的にいろいろな問題が起きているのは、これは紛争問題、さつきの説明にもありましたが、これはよく住民投票といふようなことをいいますが、住民投票といふものは非常に民主的のようでいて、実行問題になると困難な問題、あるいは村の対立とか非常な不和を来たしたり混乱を来したりしますが、やはりたよるところは住民投票とこういうふうに考えておりますか。

り話がきまりつかぬということもありますので、まあ最後の保障として投票の道だけはつけておきまして、そうしてできる限りあつせん、調停という事前の措置によって問題を処理いたしました。いろいろふうに考えておるわけでございます。従来の例を見ましても、分村の勧告をやれば、大ていはその勧告だけで関係町村が議決しておる事例が大半であるわけです。勧告があれば大体町村もそれに従つておるというのが大半でございます。ただ少しばかり従わぬという例があつて、なお投票を行なつておるという事例もあることはございます。で、投票をめぐつてはいろいろ問題もあります。特に従来、たとえば投票についての取締りの規定とか何とかという問題がいろいろ論議もあつたりして、問題になるものもありますが、今度はそういうものにつきましては選挙法の規定は百パーセント準用することにして、やるもののはつきりはじめをつけてやる態勢に持つていただきたいという考え方でございます。

統が進んだわけですから、事実上問題が解決しておる例が現にござります。今まで分村をめぐってずいぶん議論があつた、山梨の都留市の問題なども、こういう立法措置が出るならば、一つ自主的に前にやるうじやないかというので、二、三日前ですか、実際問題を解決をつけたという例もございまして、私はこういう立法措置は結局それが最後の保障としてあれば、その前にいろいろ事実上話を進めていく非常な有力な手がかりになる、こういうふうに考えておるわけでござります。

○小林武治君 今何か具体的な例をあげましたね、どこですか。

○政府委員(小林與三次君) 山梨の都留の問題です。都留と大月との間に分村問題が、市制を施行するときから議論があつた問題でございまして、これは知事が分村の勧告をやつたわけですね。それについて市側がその区域のとり方が妙だと何かと言つて、投票をずっとやらなかつたわけです。それで長い間問題が紛糾しておつたのですが、こういうことになるといふのなら一つ事前に話を進めようというので、何か二、三日前に投票をやらないで問題のけりをつける方向に進んだというふうに聞いております。

○小林武治君 今具体的の問題が出たので、私も一つ出して恐縮ですが、静岡県の清水と静岡市の問題です。これはどういうふうな御感想をお持ちになつておりますか。

○政府委員(小林與三次君) 今の投票のことだらうと思いますが、これは実は私の方にはあまり来ておらずに、現地でずいぶん問題になつておるということを聞いておりまして、県の方に

一任されて、県の方で裁定をするとい
う段取りになつておるが、その裁定
についてさらいろいろ文句があると
いう話を聞いております。しかしあの
事件につきましては、われわれの方へ
詳細に報告とか相談とかといふものを
受けておりませんので、ちょっとと今具
体的にどうこうといふことは申し上げ
かねる状況でございます。

○小林武治君 今の場合した町村の一
部をまた他に新局分村、要するに境界
変更ですね、こういうことについては
法律的の根拠は何もないでしょ。要
するに通常の手続に従つて両方の議会
が議決する、これしかないわけですね、
裁定とか調停とかそういう規定はあり
ませんですね。

○政府委員(小林與三次君) はい、現
在は裁定、調停の規定はありません。
ただ町村間の問題なら、自治法に自法
紛争調停委員の制度がありますが、兩
町村の間の紛争ならば、調停委員制度
でもつてある程度考えるべきことには
なつています。しかし問題は、分村の
場合は部落の、住民の意思の問題があ
りまするから、そこで従来の自治紛争
調停委員だけではなかなか問題が百
パーセント扱い切れない問題が実は
あつたと思います。それでまあ今度の
規定はそれも考えまして、調停委員を
はつきりしておいて、させる道を開い
たらどうだらうかというのと、この二
十七条の規定を入れたゆえんでござい
ます。

○小林武治君 今の問題は、まあ問題
の起きたのは過去でありまするが、こ
の法律が通れば係争中の問題について
もこれが適用になるということです
か。

○政府委員(小林與三次君) その通りでございます。

○伊能芳雄君 小林委員から問題になりました、この二十三条の、総理府令でやることになりますが、こういうものは大てい政令でやるのが例になつてゐるのですが、総理府令でやるといふのは何か理由があるのですか。総理府令で定めるところにより、「と

いうのは……。

○政府委員(小林與三次君) これは現在の補正の方法が実はこれはいいか悪いか、いろいろ御議論があらうかと思ひますけれども、一般的なものは皆総理府令でやつておりますので、それに合われたものでございます。たとえば交付税法の十三条ですか、総理府令で現在情やつておりますので、それに合わせただけでございます。

○委員長(松岡平市君) ちょっと御質疑中ですが、早川政務次官は、衆議院の懲罰委員会でぜひ出席してもらいたいという要求が来ております。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 質疑の関係上、次官おいでにならなくてよろしいと思ひますから、退席を許します。どうぞ、お帰りになつてけつこうでござります。

○伊能芳雄君 総理府令にはどんな内容のことを考えおりませんか。

○政府委員(小林與三次君) これはまだ実はこの成案ができておらぬでございますが、結局まあ大づかみに申しますといふと、従来の合併促進法で合併しなかつたものとして配つた金額が六十億かかる金を特別の配分方法でやつておつたわけです。そこで結局その金額を新市町村にそのまま流れる方式を考

えないといかぬ。そういう金額を基礎として今的新市町村の財政需要を、どういうまあ単位をとりますか、それは

これからの技術上の問題ですが、その単位の数値は今後の問題ですが、そういうものはたくさん集まるというと、その金額が非常に大きくなるのです。そういう数字によつて、ちょっと変動があると思いますが、一応財政課で調べた数字

ます。

○伊能芳雄君 そこで今六十億円という数字が出来ましたが、合併促進法の十五条によつて、特例によつて、本来ならば減るべきものを減らさずにおる額はどのくらいあるのですか。

○政府委員(小林與三次君) 今申し上げました六十億というのはそれでございません。ほんとうならば行かねはずですが、合併しなかつたものとして計算をやつて結果、その町村へ行くという数字がそれでございます。

○伊能芳雄君 今までにそれが一番大きいか額なんで、これは五年たつて、前年にやつたやつは五年たつともとに戻つて来るわけで、そうするとその六十億というのは、この五年がたけば本来ないことは、この五年がたけば本来ないといふべき、交付税の本来の建前からいえばなくなるべき額である。こういふふうに考えていいわけですね。

○政府委員(小林與三次君) 今の交付税法の上からいえはそだと言えると思ひます。

○伊能芳雄君 その数字が大体百億くらいだと、うふうに聞いたことがあるのですが、どうですか。

○政府委員(小林與三次君) 今の数字は財課で調べた数字で、三十年度の

予想でございまして、結局まあ合併をする町村の大小と、それからもう一つは合併の形と申しますか、小さな町村は、こういうものがはつきり出でないと、交付税といふものがややもすれば

非常に陳情政治の温床になつてくるのではありません。こりうふうになつてみますと、多少それはしゃくし定本の感はあります。おかないと、陳情をして、うまく話

した方が勝ちだということになつてはまずいので、いろいろなケースがあるので、ケース・バイ・ケースでやらなければ特別交付税で考えておりますから、その金額を見ればそのくらいの数字かもしません。普通交付税で行く分と、それから普通交付税で見れぬ部分で、けんめいに付けてありますか。

○伊能芳雄君 その第二項の方には、中、小学校の問題を扱つていますが、これはそういうよくな総理府令であるとか、政令といらうよくなことではなくて、「配慮するものとする。」といふ字になるわけでございます。

○伊能芳雄君 これは普通交付税の第一項の方式に織り込めたうな、非常に抽象的な言葉を使つていて、どういうふうに配慮するのか、多少内規的なものを考えなくちゃならぬと思うのですが、どんなふうな考え方で配慮しますか。

○政府委員(小林與三次君) これは普通交付税の第一項の方式による引き継ぎ法で小学校一校当たり何十万円とかといふ、あるいは学級数、一学級何万円といふものの問題でございまして、織り込むににくいものもあると思います。もう一つは、この金額は、現在の交付税法で小学校一校当たり何十万円とかといふ、あるいは財課長がいないとあるいはわかる

思います。

○伊能芳雄君 その数字が大体百億くらいだと、うふうに聞いたことがあります。六十億かかる金を特別の配分方法でやつたわけですね。そこで結局その金額を新市町村にそのまま流れる方式を考

た。この引き継ぎ赤字と言われるものが、どのくらいありますか。

○政府委員(小林與三次君) 引き継ぎ赤字は、調査課で調べた資料がございました。これは合併市町村、つまり合併市町村の全体のこれは赤字でございます。それが百四十四億でございました。その中で引き継ぎ赤字、旧町村の引き継ぎ分は九十五億、こういう数字が出ております。この資料は二十九年

度決算で、二十六年の四月から三十年の三月末までに合併した市町村について調べた数字でございます。これは印刷物でありますから、後刻資料としてお配りいたしたいと思います。

○伊能芳雄君 そうしますと、九十五億くらいのものはいわゆる引き継ぎ赤字と言われるものですか。そういうことをおかないで、こういうことになつてはいけばならないことが多いと思うけれども、何らかのそういう形のものを作出していくので、いろいろなケースがあるので、ケース・バイ・ケースでやらなければ特別交付税で考えておりますから、その中で合併町村がどちらかと、結局陳情をうまくやつたやつが勝

ただということになつてはいかんの

で、こういう「配慮するものとする。」

○伊能芳雄君 これが出てきました人をさんざ引つぱり回しておいて、そらしてわざばかりの恩を乞

せてやるという形になつたのでは、こ

れは陳情政治の悪い面ばかりを出してしまふ。この点をほんとうは政務次官

と大臣に言いたいところだけれども、

これは一つぜひそういう点を十分はつきり出せる程度の基準、標準といふも

のを出してもらいたいということを要

求します。

○伊能芳雄君 そこで、再建促進特別措置法ですか、あれによつてだんだんあの手続をしてくるものがあると思うのですが、その中に合併町村がどのくらいあるかわかっていますか、手続を

おこなつたもので。

○政府委員(小林與三次君) ちょっと

今資料がございませんから、これはま

た再建整備の申請がきておる市町村は

それほど多くございませんが、きてお

るものにつきましてこれはすぐに調べて御報告申し上げます。

○伊能芳雄君 その再建整備にかけた理由が、もとからみなどの村も、前の合併する前の町村がみな赤字で苦しんでおつたのばかり集まってできたのであるか。あるいは合併の機会に、いわゆる引き継ぎ赤字のようなもので赤字

法を非常に大きくして、それが再建築をする理由になつたか。この点は促進法がうまく運用されたかどうかという点に非常にかかってくると思うのです。この点も一つ何らかのそういう表のようなものができたら作ってみてもうしたいと思う。……大体の趣旨わかれりますね。

○政府委員（小林與三次君） わかりました。大体合併市町村の赤字問題につきましては、われわれといたしましても、大へんこれは気にしておるわけでございまして、まあ従来の合併市町村につきまして、赤字の原因とか額とか、あるいは引き継ぎ前であるか後であるかとかといったような資料は、まあ数字がちょっと正確を欠くことがあるかもわかりませんが、大体わかるものを作つておりますから、これまたあらためてお配りしたいと思います。

○伊能若雄君 今度の法案によりますと、建設促進のために中央に建設促進中央審議会といふのができますが、この審議会のメンバーとして一応考えられているような人は、現在の合併促進審議会のメンバーと同じような範囲を考えているか、あるいはそれ以外の人を、こういう方面の人をといふのを求めているか、その点伺いたい。

○政府委員（小林與三次君） まだはつきりした人選まで考えておりませんが、大体の考え方としては、やつぱり現在の町村合併促進審議会、あるいは推進本部のような人たちが中心でありまして、関係各省の責任者、それから関係団体六団体その他農協とか農業委員会とかその他の関係団体の人たち、それから一般の学識経験者、そういう人たちを考えておるわけでございま

○伊能アキ雄君　るこの審議会
ろこれに協力
にうまくいっ
こういふ点に
うようなこと
か、この点を
あ今まで中央
にございませ
いておつたわ
は法律に書い
町村合併推進
きまして、も
入っていただ
す。これはや
などでそりい
でもあります
せまして、そ
任をとつてい
度法律に書く
して、これは
のの制定とか
か、合併計画
統合の方針だ
つも推進本部
力を願つてき
す。しかし一
で、各省はあ
いじやないか
あつたことも
ういう体制を
協力を願うよ
え方で今後問
省もぜひ委員
会の所どもさ
け各省に加わ
を円滑にやつ
うに考えてお

従来の合併促進法によつての運営は、各省のいろいろする意味において是非常に問題であったとか、あるいは多少おいて遺憾であったといふべきであります。これが考えられる点があるかないか考へたいと思ふ。

○伊能芳雄君 法案の中に書くわけにはいかぬわけでしょうが、そういうことを協力しなければならないような意味のもつと強い現わし方はなかつたものですから。審議会のメンバーが……

○政府委員（小林與三次君） これは委員の問題は各省の問題ですから、まあ國の責任とか、団体の責任とか、公社の責任ならまあはつきり書きました。が、各省どうこうといふものいかがかが、各思つてそこまでは書いてないわけであります。

○小林武治君 この促進中央審議会ですか、これはメンバーハとして国会議員を入れるとか、入れないとかいろいろなことが何か問題になつておりますか。

○政府委員（小林與三次君） これは国會議員のそういう問題もやはりないわけでもございません。それでこれは國會は兩院の議決を得れば委員にもなつていただける問題だと思いますが、國会と行政機関との関係をどうするというようなことで、なるべくこれは國会方面の御意向も聞かぬといかぬと思います。法律に書くまでもなく、必要ならば運用上入つていただくということの道が十分あるわけでございます。

○小林武治君 自治庁としての考え方はどうですか。

○政府委員（小林與三次君） われわれはこれは今までの考え方におきましては、まあむしろこれを実施上の問題が多いうから、もちろん國会において御協力、御支援を願つた方がいいだろう、一応そらうふうに考えております。しかしながら具体的に人選につきましては、決定的な方針を自治庁としてもきめておるわけではございません。

○加瀬完君 前に委員の方からすでに御質問になつておる問題でござりますが、交付税の問題について私も多少伺いたいと存ります。

行政部長の御説明によりますと、今まででは合併促進法によりまして旧町村の交付税の収入は、それをもとに五ヵ年間延長を認めておつたわけですね。で、今度はそれを新しい町村をもとに需要額をはかつて交付税をきめていく、こういうことですね。

○政府委員(小林與三次君) そうです。

○加瀬完君 そういたしますと、小林委員から御質問もあつたのであります。が、前の五ヵ年間といふものはそのまま続いて、それが終つたあとで新しい測定単位の計算による需要額をはかつての交付税の配付といふことになりますのでしようか。

○政府委員(小林與三次君) そうではございませんで、この法律が出来ますと、この法律の二十三条で全部やるわけです。あまり町村によつて扱いを別にするわけにもいきませんから。ただしこの付則の五項を入れましたのは、従来促進法でございますと、今おっしゃいましたように現地の十五条の建前では、合併しなかつたものとして計算することはになつておりますから、その現実の額とこの二十三条でやる額とが全体としてはバランスが合います。個々の町村ではでこぼこがございます。そこで多くなつたものはそれはもちろんそれでいいのですが、少くなつたものは、前の法律で保証しておるのだからして、多少少額でも少くなつたからおかいじやないか。そこでそれはそのまま付則で救おう、こういうのが付則でござります。

○加瀬完君 そういう付則が作られておるわけでありますから、先ほど伊能委員の方から御質問になりました六十億円程度ですか、こういう金額というものは新しい測定単位になりまして、そのまま新しく配分される。こういうお立場をとられておるよう伺つたわけですが、実際そういうふうにうまくいきますか。

○政府委員(小林與三郎君) それは結局そういうことになるよう二十三条で考えたい、それがいわば合併補正といふか、そういう考え方で出したいといふ考え方でございます。

○加瀬完君 交付税の総額は変りないです。そのうちで測定単位をかえまして前に合併町村に支給をいたしておりました六十億円というものが肩がわりに新しい計算によつて新しい町村に配分が可能であると、こういうふうに了解してよろしいんですか。

○政府委員(小林與三郎君) そういうことでござります。結局普通の交付税の配分方式が一般にきまつておる上にこの二十三条を適用して、いわゆる合併補正といふ形で補正をして、そして從来ぱらぱら計算でやつておつたような額をこの方式で実質的に流れるようにしようと、こういう考え方でござります。

○加瀬完君 それは、先ほど御説明の個々の町村によりますと相当でこぼこができるてくる。でこぼこができるきて減った方の、減額された方の分は減額されないように埋め合せをするというと、その分だけは交付税がふくらむとすることになりますんか。

○政府委員(小林與三郎君) 結局そのでこぼこはどれだけでこぼこになる

か、まだわれわれの方ははつきりしないわけですが、しかしまあかりにそなつたらやっぽり既得権だけは保証しなければならぬという考え方になつておりますからこの補正の仕方が非常に巧妙いらっしゃると思いますよ。

してもなおかつどうしても経費が必要となるとか、あるいは合併町村としての新しい財政需要が起つてくるとかいったような事情があるわけでございます。財政の立場からいいますと合併によって生み出された新しい財力というものを、そりいつた住民の福祉増進のため

回すような財政の負担をしよう、こういうわけでございます。総額におきまして私はそんなに狂いはないと思います。

も財政需要がふえて行くのじやないかと、こういふことは別途あり得ると思う。これは交付税一般の問題で、ここでは直接合併町村に行くものを、建設的な事業を中心とした財政需要といふものの質的な転換を行なつて確保していくべきではないか、考えて行くべきではないか、こういふ考え方になつております。

○説明員（柴田謙君）既得権といふことは実はちょっと何ですけれども、要するに合併をいたしました場合に交付税がふえる場合と減る場合とある。減る場合においては、合併しなかつたら受け取るであろう交付税の額までを考えやうり、こういうのが促進法の趣旨でございます。交付税は毎年変動しますから、必ずしも過去において受け取った交付税をそのまま受け取るわけ

○加瀬完君 結局作業をしてみてどうも数字が合わないので、今までの五カ

年間ある特典があつたわけだけれども、結局その特典がある程度セーブされてくるという結果になつてしまふといふことは万ないということになりますか。

りまして、そういう面からいいますと
経費の使い方といふものを指導する意
味におきましても、また一べんに急激
な減額を来たしますといふことを防ぐ
意味からいましても、やはり合併町
村の特殊なやはり投資的な経費を中心
とする財政的な需要を見ていく方法が

りまして補正していくかなければならぬ
い問題が生ずるのではないか、それで
そうしてある程度変化していくと結局
地方によれば地方交付税をよけい受け
られるということになるわけです。
で、だんだんそれのふえる分に今まで
のいわば既得権といふものを流れ込ま
せて結局縮減されてしまうことになる

特典とされて与えておりました五ヵ年間は旧町村の交付税をそのまま取得することのできるところいうふうな有利な条件といふものを、新しい計算方法によりましても矛盾しない既得権がやはりそのまま新法文によりましても残つて行くんだと、こういふこともはつきり何といいましょうか受け合えるのですか。

はそういうことを考えております。それは合併した五ヵ年間くらいのところは混乱期だから、そういうことを考えてよからう、五年くらいたまますと、新市町村は新市町村としての形態ができ上つてくるので、それから投資的経費といふものを中心に財政の質的転換をしていくべきじゃないか、そうななってきますと、そのときにとたんに五年の特例が切れてしまつて、がたつ

○ 言明 (東日本電力) この規定に行政
部長の御説明があつたと存りますけれど
とも、大体まあ今まで交付税で五年間
は交付税が下らない。つまり合併をし
なければしないとしても受けるであ
らう交付税をやるという規定が今まで

する財政的な需要を見ていく方法があるんじやないかというような観点からこういう規定ができたのであります。合併町村の新市町村建設計画を進めていく上におきます特別の財政状況、主として投資的経費でございます。局さつき財政課長が申したように従来の方式では合併しないものとしてやる、何によっても当省内を跨ぐいろいろのいわば既得権といふものを流れ込ませて結局縮減されてしまうことになるんではないか。

残つて行くんだと、こういうことも
はつきり何といいましょうか受け合え
るのですか。

的経費といふものを中心に財政の質的転換をしていくべきじゃないか、そうなってきますと、そのときにとたんに五年の特例が切れてしまって、がたつと落ちることは困るだろう、だからその部分については特別の配慮をして、投資的経費をみていく必要があるのじゃないか、こういうことからこの法文ができるております。また五力年

そうしますと五年間一つの特別の権利の上に眠つてしまふような格好になる。で、合併のために特にああいう規定が設けられた趣旨からいいますと、

かそういうものをを中心と考えて置いて、どういうのが二十三条の趣旨でござります。従つて今御質問になりました総額の問題がでこぼこができる云々といふお話をござしますが、これはまあ定率の、そういうものも全部流れでおる、そういうものは交付税の考え方からいつても市町村の計画からいつてもこれは減らすべきものは減らす、結局市

今加瀬先生のおっしゃいました心配したことのような点は心配しないように考えてござります。この新しい方式の計算とばらばら計算の方式とをかりに計算してみて食い違つたらそいつも考えて、こうという考え方をとつておる点から考

税金の計算方法について、必要があるの
じゃないか、こういうことからこの
法文ができることがあります。また五ヵ年
間の特例規定の適用を受けるときにお
いて、この規定を適用したときに、特
例計算をいたしておりますから、損に
なるというときには特例計算を優先せ
る。

のをむしろ推進しながら、既得権と申しますか、從来計算による交付税の額までは保証して、そして合併町村の合併後は、うつりの預託に資するよう

計算して一定の補正係数を作つて、その係数によつて補正していくわけですが、個々の町村についてこの係数を使って計算いたします。なるま、あるいはそらいつたでこまごが出町村の建設事業の面でそつちに質的に転換させなくちゃいけない、交付税の配り方も実体に合ひよう、規定が合理化されるようを持つていかなくちゃならない、こういう基本的な考え方があ

こうという考え方をとつておる点から考
えましても、先生のおっしゃいましたよ
うな御心配は全然要らんので、新しい
事態を基礎にして新しい財政需要を中
心にして必要な経費を見ていこう、こ
ういう考え方で行つて いるわけです。

例計算をいたしておりますから、損になるというときには特例計算を優先せしめるというのが附則の五項にあるわけであります。従いまして御心配なことは私はないと思います。

○加瀬亮君 それから法律の特例に関する事項の御説明の中に、地方債をあ

が中にはその権利の上に眠つてゐるものもある。ところがまた五年間たちますと、さうなりとその点がなくなるものですから、一へんに急激に激減するわけです。そういたしますと、実際の町村の財政状況からいいますと、五年前たちはま

くるかもしれません。しかしながら大体におきましては従来の特例計算が消えてしましますとことつと落ちるわけでござりますから、その分が浮くわけでございます。それがある程度こういう規定によつて、投資的経費の中に経費を中心にして新しい需要を見てこれが流れるよう考へていこう、こういう考え方が二十三条でございます。そのほかに合併とかかわりなくそもそも

○加瀬先君 その後の補正分というものを特別交付税が何かで見られるという形で交付税と特別交付税を合せて見ると、結局減らされておるということにはなりませんか。

○加瀬完君 それから法律の特例に関する事項の御説明の中に、地方債をある程度財源として認めるということがあるわけであります。それからその他の条項の中にも、新町村の積極的な建設計画というものが相当出ておるわけ

です。しかし先ほど伊能委員の方から御指摘もありましたが、新市町村といいますか、の中にも赤字団体が相当あります。再建法を適用しなければならない団体というものが当然生じてくる。再建法によりましては、新規事業といったようなものはある程度抑えられます。それから地方債といったようなものもこれはそろ多く見込むことができなくなつて参ると思う。再建法の適用団体でありましても、新市町村であるならば、新市町村のいろいろ条件としてあげられております建設促進法案の内容が先に生きる、こういうことになるのですか。

○政府委員(小林興三次君) これはま

た新市町村といふものをいろいろ面

で、実際具体的にはどういうふうに生

かすかというと、これはちつともわからぬ。これは現在それぞれの新市町

村と折衝しておられる過程に手心で、

あるところはそういうものを盛り込ん

でやるだらうし、あるところは盛り込

んでやらぬだらう。それは何も基準は

ない。そういう点について自治庁は再

建法の適用について、今われわれが審

議しておる法の中に盛られておる精神

をどういう形でどういう程度で考慮し

ておるかということを一つこの機会に

に、どういう基準で考え方折衝しておる

問題だらうと思います。やっぱり再計

画で赤字があるのですから、全く財政

を無視してでたらめをやってもいいと

いうわけにはこれはもちろんいきませ

ん。しかしながら普通の町村と違つた

特殊事情といふこともこれは当然考え

なければならぬ。そういう意味で再

建計画の具体的な立て方の問題として

十分その趣旨を考えながら、しかもす

みやかに財政の再建ができるように指

導していかなければいかぬし、考えて

いかなければならぬ、こういうふうに考えます。

○委員長(松岡平市君) ちょっとと私聞

きますが、関連させていただきたいけ

れども、再建整備法の適用について、

それぞれ再建整備法の適用を申請して

できただけであります。まだ具体的にお尋ねのよ

うな点につきまして、この点はこうす

る、あの点はあはあるといふような基

本的な方針はきめておりませんが、ま

たその事例はございませんのため

おりませんが、大体は財政を全然無視

するわけにもいきませんけれども、新

市町村建設計画を頭に置いて立てて

参った再建計画というものをできるだ

け尊重する、こういう建前で進んでお

ります。

○委員長(松岡平市君) 重ねてお聞き

します。できるだけ尊重するとおっ

しゃるけれども、それはあなたの気

分の問題、たとえば先ほど町村合併の

結果何千万円の赤字をかかえた。そ

うものは、これはそれ貧乏な町

村が赤字をかかえたまで合併したの

だから、この分だけは特別にみてやる

方針である、あるいはそういうものの

解消についてはこうするのだ。これは

何か全国に向つて一つの基準で再建整

備に当つておられる。個々の町村につ

いてはいろいろの特質はありますよ

けれども、とにかくこういう法律を

片つ方で出していらっしゃる。片つ方

では再建整備の作業を進めていかなく

ちゃならない。その中であなた方係

の人たちが気的に何とかみてやるつ

もりだとおっしゃるけれども、一定の

標準がなければならぬだらう。少くと

も、たとえば今のようく合併のために

かかる赤字というものは特別にみて

やる方針にすでに省議がきまつてお

る、何かそういうものがあるだらうと

思つ。それはその折衝に当つていらっしゃる調査課とか、あるいは財政部

の人たちが漠然とそういう気持を

持つていらっしゃるという理由だけ

思つ。それはその折衝に当つていらつ

た後、もつと後になつてこの法律の

適用を受けるということになつた方が

得かもしれない。こういう状態になつ

てくると、新市町村が再建整備を受け

ることを急がしてはいかぬということ

になる。だから私の申し上げておるの

は、新市町村の場合においては再建整

べきだ、特にここではいわゆる新市町

村、これは今自治庁作業していらっしゃるその中でこの新市町村建設促進

法に盛つてある精神、すなわち合併し

て、実際具体的にはどういうふうに生

かすかというと、これはちつともわか

らない。これは現在それぞれの新市町

村と折衝しておられる過程に手心で、

あるところはそういうものを盛り込ん

でやるだらうし、あるところは盛り込

んでやらぬだらう。それは何も基準は

ない。そういう点について自治庁は再

建法の適用について、今われわれが審

議しておる法の中に盛られておる精神

をどういう形でどういう程度で考慮し

ておるかと、いうことを一つこの機会に

に、どういう基準で考え方折衝しておる

問題だらうと思います。やっぱり再計

画で赤字があるのですから、全く財政

を無視してでたらめをやってもいいと

いうわけにはこれはもちろんいきませ

ん。しかしながら普通の町村と違つた

特殊事情といふこともこれは当然考え

なければならぬ。そういう意味で再

建計画の具体的な立て方の問題として

十分その趣旨を考えながら、しかもす

みやかに財政の再建ができるように指

導していかなければいかぬし、考えて

いかなければならぬ、こういうふうに考えます。

○委員長(松岡平市君) ちょっとと私聞

きますが、関連させていただきたいけ

れども、再建整備法の適用について、

それぞれ再建整備法の適用を申請して

できただけであります。まだ具体的にお尋ねのよ

うな点につきましては、一般的な赤字と

ない場合がたくさんあるだらう。その

いたしません。言いかえますれば、出

来るその事例はございませんのため

おりませんが、大体は財政を全然無視

するわけにもいきませんけれども、新

市町村建設計画を頭に置いて立てて

参つた再建計画というものをできるだ

け尊重する、こういう建前で進んでお

ります。

○委員長(松岡平市君) 重ねてお聞き

します。できるだけ尊重するとおっ

しゃるけれども、それはあなたの気

分の問題、たとえば先ほど町村合併の

結果何千万円の赤字をかかえた。そ

うものは、これはそれ貧乏な町

村が赤字をかかえたまで合併したの

だから、この分だけは特別にみてやる

方針である、あるいはそういうものの

解消についてはこうするのだ。これは

何か全国に向つて一つの基準で再建整

備に当つておられる。個々の町村につ

いてはいろいろの特質はありますよ

けれども、とにかくこういう法律を

片つ方で出していらっしゃる。片つ方

では再建整備の作業を進めていかなく

ちゃならない。その中であなた方係

の人たちが気的に何とかみてやるつ

もりだとおっしゃるけれども、一定の

標準がなければならぬだらう。少くと

も、たとえば今のようく合併のために

かかる赤字というものは特別にみて

やる方針にすでに省議がきまつてお

る、何かそういうものがあるだらうと

思つ。それはその折衝に当つていらつ

た後、もつと後になつてこの法律の

適用を受けるということになつた方が

得かもしれない。こういう状態になつ

てくると、新市町村が再建整備を受け

ることを急がしてはいかぬ

ことになります。だから私の申し上げておるの

は、新市町村の場合においては再建整

備の適用について、今われわれが審

議しておる法の中に盛られておる精神

をどういう形でどういう程度で考慮し

ておるかと、いうことを一つこの機会に

に、どういう基準で考え方折衝しておる

問題だらうと思います。やっぱり再計

画で赤字があるのですから、全く財政

を無視してでたらめをやってもいいと

いうわけにはこれはもちろんいきませ

ん。しかしながら普通の町村と違つた

特殊事情といふこともこれは当然考え

なければならぬ。そういう意味で再

建計画の具体的な立て方の問題として

十分その趣旨を考えながら、しかもす

みやかに財政の再建ができるように指

導していかなければいかぬし、考えて

いかなければならぬ、こういうふうに考えます。

○委員長(松岡平市君) ちょっとと私聞

きますが、関連させていただきたいけ

れども、再建整備法の適用について、

それぞれ再建整備法の適用を申請して

できただけであります。まだ具体的にお尋ねのよ

うな点につきましては、一般的な赤字と

ない場合がたくさんあるだらう。その

いたしません。言いかえますれば、出

来るその事例はございませんのため

おりませんが、大体は財政を全然無視

するわけにもいきませんけれども、新

市町村建設計画を頭に置いて立てて

参つた再建計画というものをできるだ

け尊重する、こういう建前で進んでお

ります。

○委員長(松岡平市君) 重ねてお聞き

します。できるだけ尊重するとおっ

しゃるけれども、それはあなたの気

分の問題、たとえば先ほど町村合併の

結果何千万円の赤字をかかえた。そ

うものは、これはそれ貧乏な町

村が赤字をかかえたまで合併したの

だから、この分だけは特別にみてやる

方針である、あるいはそういうものの

解消についてはこうするのだ。これは

何か全国に向つて一つの基準で再建整

備に当つておられる。個々の町村につ

いてはいろいろの特質はありますよ

けれども、とにかくこういう法律を

片つ方で出していらっしゃる。片つ方

では再建整備の作業を進めていかなく

ちゃならない。その中であなた方係

の人たちが気的に何とかみてやるつ

もりだとおっしゃるけれども、一定の

標準がなければならぬだらう。少くと

も、たとえば今のようく合併のために

かかる赤字というものは特別にみて

やる方針にすでに省議がきまつてお

る、何かそういうものがあるだらうと

思つ。それはその折衝に当つていらつ

た後、もつと後になつてこの法律の

適用を受けるということになつた方が

得かもしれない。こういう状態になつ

てくると、新市町村が再建整備を受け

ることを急がしてはいかぬ

ことになります。だから私の申し上げておるの

は、新市町村の場合においては再建整

備の適用について、今われわれが審

議しておる法の中に盛られておる精神

をどういう形でどういう程度で考慮し

ておるかと、いうことを一つこの機会に

に、どういう基準で考え方折衝しておる

問題だらうと思います。やっぱり再計

画で赤字があるのですから、全く財政

を無視してでたらめをやってもいいと

いうわけにはこれはもちろんいきませ

ん。しかしながら普通の町村と違つた

特殊事情といふこともこれは当然考え

なければならぬ。そういう意味で再

建計画の具体的な立て方の問題として

十分その趣旨を考えながら、しかもす

みやかに財政の再建ができるように指

導していかなければいかぬし、考えて

いかなければならぬ、こういうふうに考えます。

○委員長(松岡平市君) 重ねてお聞き

します。できるだけ尊重するとおっ

しゃるけれども、それはあなたの気

分の問題、たとえば先ほど町村合併の

結果何千万円の赤字をかかえた。そ

うものは、これはそれ貧乏な町

村が赤字をかかえたまで合併したの

だから、この分だけは特別にみてやる

方針である、あるいはそういうものの

解消についてはこうするのだ。これは

何か全国に向つて一つの基準で再建整

備に当つておられる。個々の町村につ

いてはいろいろの特質はありますよ

けれども、とにかくこういう法律を

造というか、財政構造をどうするかと
いうような問題にならうと思います。
もつともそれは地方自治における根本的
的な、基本的な問題だらうと思つてお
ります。そういう問題は、当然根本的
にお検討すべき問題があらうと思いま
すが、今度の促進法によりまして
は、まあともかくも直接合併をめぐる
前後の事情をしんしゃくして問題を考
えようとしたのでございまして、加瀬
委員のおっしゃいましたよな問題に
までは残念ながらこれは触れておりま
せん。もつと基本的に自治一般の基礎
構造の問題としてさらに検討すべき問
題であろうと存じております。

○加瀬完君　といいますのは、この法
案でいろいろの恩恵といいますか、恩
典というようなものが付与されておる
わけであります。それは予算の範囲
内においてとか、「事情の許す限り」と
いう言葉が必ずついておる。そなつて
くると、これは悪い言葉で、もつた
よしならわないので、よくなみたいなはつ
きりしない点がありますので、今言つ
たような、地方にもつと財源を与える
とか、あるいは財源的に独立をさせる
といつたような気持が強調されておる
ならば、この点も非常に有利に解釈で
きるのであります。そうでないとす
ると、これはまた繰り返すようであり
ますが、再建法の方が優先してしまう
ということであつては困る。極端にい
うならそういうふうな疑問が生じます
ので伺いを立てたわけです。

○政府委員（小林興三次君）　これはご
もつともございまして、むしろ市町
村の合併が完了した姿が、これは近い
うちにできると思いますが、その姿を
基礎にして合併はこれだけやつたけれ

ども、なおかつ市町村として一体財政的にどれだけ成り立つかというその姿を前提にした行政上、財政上の財源の配分とか調整の問題として根本的に考えるべき問題だと存じております。だから早く合併をぜひ完結させまして、そのあととの姿を基礎にして、さらに大きな検討を加えたいと存じております。

○加瀬亮君 この新市町村建設促進法案要綱の御説明の中に、私の聞き違いかもしれませんが、小規模町村の育成——町村合併が一切済んでしまってそれで取り残された、あるいは町村合併をすることに相当無理のある小規模町村に対するは、ある程度育成するのであるといふふうに解釈できるよう御説明がありましたたが、そういうふうに解釈してよろしくござりますか。

○政府委員(小林與三次君) これは合併は今加瀬委員がおっしゃいました通りでございまして、すべきものはしまですが、地勢とか、島とか、えらい山奥とか、事实上合併不可能な町村、しかもそういう町村は平地以上に貧困な町村に違いないわけです。人口も少い。しかしながらほかは全部合併して平均一万三、四千人から一万五、六千人になる。ある町村は二千人か三千人でとどまらなくてはいけない。しかしながらやつぱりそういう町村でも普通の合併した町村並みにある程度生きいくことは考えさせなくてはならない。

そういうときに、そういう弱小町村といえども一応一般町村並みに生きていくようなそれぞれの措置といふもののは、これは考えなくてはならない。そ

○加瀬元君 最後に紛争といいますか、あるいはいろいろ問題のある市町村に對しましては、今度は爭論の処理及びその他の問題についての委員会が新しく設けられるようでございますが、町村合併調整委員といふのですか、この前の促進法によりまして、県にも町村合併促進審議会が法律によつて権限が付与されて設けられたわけであります。が、どうもこの審議会と県議会などが権限の争奪みたいな繩張り争いをいたしまして、実質的には審議会で決定をすれば非常に公平ないいものがでけるのに、県会の、悪い言葉で言うならば、政治的勢力が介入して争乱を大きくしているというふうな点がないわけでもないと思うのです。今度できまする調整委員といふものは相当の権限を与えてもらわないと、やはりあの審議会のような形になつて、議会にかゝつて引きずられるということになることを私はおそれ。この点審議会の運営からみて、今度の新しい争論の処理等を扱うところの委員会の権限といふものについて、どんなような政府は立場で、あるいは権限を付与して、お臨みにならうとお考えですか。

員は、そういう点も考慮をして、普通の審議会なら審議機関ですから、いろいろな方面に意見を公平に反映させる必要がございますが、これはむしろ具体的に起つてある町村の問題のさばきをつけることが中心でございますから、それで人数も特に少くして、そうして最もその利害に關係のない中正な、公平な人を選ぶことにして、特に町村合併調整委員という資格を与えまして、争論についてのあっせん権、調停権、場合によつては裁定権も与えて、その地位と資格をきちんとさせたい。今加瀬委員のおつしやいました心配がないように問題を片づけたい、こういう考えでございます。

第二十八条の次に次の二条を加える。
第二十九条ノ二　此ノ法律ニ別段
ノ定アルモノノ外此ノ法律中都
道府県ノ処理スペキ事務又ハ都
道府県知事若ハ都道府県ノ吏員
ノ権限ニ属スル事務ニシテ政令
ヲ以テ定ムルモノハ地方自治法
(昭和二十一年法律第六十七号)
第二百五十二条ノ十九第一項ノ
指定都市(以下本条中「指定都
市」ト謂フ)ニ在リテハ政令ノ定
ムルトコロニ依リ指定都市之ヲ
処理シ又ハ指定都市ノ長若ハ吏
員之ヲ施行スルモノトス此ノ場
合ニ於テ此ノ法律中都道府県又
ハ都道府県知事若ハ都道府県ノ
吏員ニ閑スル規定ハ指定都市又
ハ指定都市ノ長若ハ吏員ニ閑ス
ル規定トシテ指定都市又ハ指定
都市ノ長若ハ吏員ニ適用アルモ
ノトース

第九条の次に次の二条を加える。

第九条の二 この法律に別段の定

があるものの外、この法律中都

道府県が処理することとされ

いる事務又は都道府県知事の權

限に属するものとされている事

務で政令で定めるものは、地方

自治法(昭和二十二年法律第六

十七号)第二百五十二条の十九

第一項の指定都市(以下本条中

「指定都市」という。)において

は、政令の定めるところによ

り、指定都市が処理し、又は指

定都市の長が行うものとする。

第一項の指定都市(以下本条中

「指定都市」とする。

この場合においては、この法律

中都道府県又は都道府県知事に

関する規定は、指定都市又は指

定都市の長に関する規定として

指定都市又は指定都市の長に適

用があるものとする。

(公衆浴場法の一部改正)

第十五条 公衆浴場法(昭和二十三

年法律第二百五十九号)の一部を次

のように改正する。

第七条の二 この法律に別段の定

があるものの外、この法律中都

道府県が処理することとされて

いる事務又は都道府県知事の權

限に属するものとされている事

務で政令で定めるものは、地方

自治法(昭和二十二年法律第六

十七号)第二百五十二条の十九

第一項の指定都市(以下本条中

「指定都市」という。)において

は、政令の定めるところによ

り、指定都市が処理し、又は指

定都市の長が行うものとする。

この場合においては、この法律

中都道府県又は都道府県知事に

関する規定は、指定都市又は指

定都市の長に関する規定として

指定都市又は指定都市の長に適

用があるものとする。

(民生委員法の一部改正)

第十六条 民生委員法(昭和二十三

年法律第二百五十九号)の一部を次

のように改正する。

第二十九条 この法律中都道府県

が処理することとされている事

務又は都道府県知事の權限に属

するものとされている事務で政

令で定めるものは、地方自治法

第二十九条(この法律中都道府県

が処理することとされている事

務又は都道府県知事の權限に属

するものとされている事務で政

令で定めるものは、地方自治法

第二十九条(この法律中都道府県

が処理することとされている事

務又は都道府県知事の權限に属

するものとされている事務で政

令で定めるものは、地方自治法

第二十九条(この法律中都道府県

が処理することとされている事

務又は都道府県知事の權限に属

するものとされている事務で政

(屋外広告物法の一部改正)

第十八条 屋外広告物法(昭和二十

四年法律第二百八十九号)の一部を

次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

(大都市の特例)

第十八条 屋外広告物法(昭和二十

四年法律第二百八十九号)の一部を

次のように改正する。

(漁業法の一部改正)

第十九条 漁業法(昭和二十四

年法律第二百六十七号)の一部を次

のように改正する。

第二十九条 この法律中都道府県

が処理することとされている事

務又は都道府県知事の權限に属

するものとされている事務で政

令で定めるものは、地方自治法

第二十九条(この法律中都道府県

が処理することとされている事

務又は都道府県知事の權限に属

するものとされている事務で政

令で定めるものは、地方自治法

第二十九条(この法律中都道府県

が処理することとされている事

務又は都道府県知事の權限に属

するものとされている事務で政

令で定めるものは、地方自治法

第二十九条(この法律中都道府県

第九項に改め、「第二百六十四

条第一項及び第二項」を削り、「第

二百八十二条第二項及び第三項」

を「第二百八十二条第二項」に改め

る。

(漁業法の一部改正)

第二十一条 漁業法(昭和二十四

年法律第二百六十七号)の一部を次

のように改正する。

(漁業法の一部改正)

第二十二条 漁業法(昭和二十四

年法律第二百六十七号)の一部を次

のように改正する。

(公職選挙法の一部改正)

第二十三条 公職選挙法(昭和二十

五年法律第二百号)の一部を次のよ

うに改正する。

(公職選挙法の一部改正)

第二十四条 公職選挙法(昭和二十

五年法律第二百号)の一部を次のよ

うに改正する。

(公職選挙法の一部改正)

第二十五条 公職選挙法(昭和二十

五年法律第二百号)の一部を次のよ

うに改正する。

(公職選挙法の一部改正)

第二十六条 公職選挙法(昭和二十

五年法律第二百号)の一部を次のよ

うに改正する。

の都道府県の機関若しくは職員

の権限に属するものとされてい

る事務で政令で定めるものは、

地方自治法第二百五十二条の十

九第一項の指定都市(以下本条

中「指定都市」という。)において

は、政令で定めるところによ

り、指定都市が処理し、又は指

定都市の長その他の機関若しく

は職員が行うものとする。この

場合においては、この法律中都

道府県又は都道府県知事その他

の都道府県の機関若しくは職員

に属する規定は、指定都市又は指

定都市の長その他の機関若しく

は職員に属する規定として指

定都市又は指定都市の長その他の

機関若しくは職員に適用があ

るものとする。

(公職選挙法の一部改正)

第二十七条 公職選挙法(昭和二十

五年法律第二百号)の一部を次のよ

うに改正する。

(公職選挙法の一部改正)

第二十八条 公職選挙法(昭和二十

五年法律第二百号)の一部を次のよ

うに改正する。

(公職選挙法の一部改正)

第二十九条 公職選挙法(昭和二十

五年法律第二百号)の一部を次のよ

うに改正する。

の都道府県の機関若しくは職員

の権限に属するものとされてい

る事務で政令で定めるものは、

地方自治法第二百五十二条の十

九第一項の指定都市(以下本条

中「指定都市」という。)において

は、政令で定めるところによ

り、指定都市が処理し、又は指

定都市の長その他の機関若しく

は職員に属する規定として指

定都市又は指定都市の長その他の

機関若しくは職員に適用があ

るものとする。

(公職選挙法の一部改正)

第三十条 公職選挙法(昭和二十

五年法律第二百号)の一部を次のよ

うに改正する。

(公職選挙法の一部改正)

第三十一条 公職選挙法(昭和二十

五年法律第二百号)の一部を次のよ

うに改正する。

(公職選挙法の一部改正)

「特別市の行政区」を削り、「第百

五十五条第二項」を「第二百五十二

条の十九第一項」に改める。

(地方公務員法の一部改正)

第二十九条 地方公務員法(昭和二

十五年法律第二百六十一号)の一

部を次のように改正する。

第七条中「地方自治法(昭和二

十二年法律第六十七号)」を「第二百

五十二条の十九第一項の指定都

市」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第三十二条 結核予防法(昭和二

六年法律第九十六号)」の一部を次

のように改正する。

第七条中「地方自治法(昭和二

十二年法律第六十七号)」を「第二百

五十二条の十九第一項の指定都

市」に改める。

第五条第二項の市及び特別市」を「及

び地方自治法(昭和二十二年法律

第六十七号)」を「第二百五十二

条の十九第一項の指定都市」に改

める。

(社会福祉事業法の一部改正)

第三十条 社会福祉事業法(昭和二

十六年法律第四十五号)」の一部を

次のように改正する。

第十三条第一項、第十九条及び

第二十条中「第二百五十五条第二項

の市」を「第二百五十二条の十九第

一項の指定都市」に改める。

(別表中「第二百五十五条第二項の

市」を「第二百五十二条の十九第一

項の指定都市」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一

部改正)

第三十一条 農業委員会等に関する

法律(昭和二十六年法律第八十八

号)」の一部を次のように改正す

る。

第十二条中「(第一百四条の規定を

除く。)」を削る。

第三十五条中「(第二百五十五条第

二項(区を設ける市)の市」を「第二

二項(区を設ける市)の市」を「第二

百五十二条の十九第一項の指定都

市」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第六条中「第六十八条」を「第六十

九条」に改める。

本則中第六十八条の次に次の二

条を加える。

(大都市の特例)

第六十九条 前条に規定するもの

の外、この法律中都道府県が処

理することとされている事務又

は都道府県知事の権限に属する

ものとされている事務で政令で

定めるものは、地方自治法第二

百五十二条の十九第一項の指定

都市(以下本条中「指定都市」と

いふ)においては、政令で定め

百五十二条の十九第一項の指定

(住民登録法の一部改正)

第三十四条 住民登録法(昭和二十

六年法律第二百十八号)」の一部を

次のように改正する。

第二十六条の見出し中「特別市

等」を「指定都市」に改め、同条中

「特別市又は」を削り、「第一百五十

二条第一項の市」を「第二百五十二

条の十九第一項の指定都市」に改

める。

(土地収用法の一部改正)

第三十五条 土地収用法(昭和二十

六年法律第二百十九号)」の一部を

次のように改正する。

第二百四十条第一項中「第二百五十

条第一項の規定による市」を「第二

百五十二条の十九第一項の指定

都市」に改める。

(道路法の一部改正)

第三十六条 道路法(昭和二十七年

法律第八十号)」の一部を次のよ

うに改正する。

(農地法の一部改正)

第三十七条 農地法(昭和二十七年

法律第二百二十九号)」の一部を次

のように改正する。

第二项に規定する市」を「第二百五

十二条の十九第一項の市」に改め

る。

(農地法の一部改正)

第三十七条 農地法(昭和二十七年

法律第二百二十九号)」の一部を次

のように改正する。

(第四条第三十四条子中「イから

ト」を「イからチ」に改め、同号中

チをりとし、トをチとし、同号へ

中「及び特別市」を削り、同号へを

トとし、ホをヘとし、ニの次に次

のように加える。

(ホ 地方公共団体に関する訴

願の裁決を行なうこと。

(母子福祉資金の貸付等に関する

法律の一部改正)

第三十九条 母子福祉資金の貸付等

に関する法律(昭和二十七年法律

第三百五十号)」の一部を次のよう

に改正する。

本則中第十七条の次に次の二条

を加える。

(大都市の特例)

第六十九条 この法律中都道府県が

処理することとされている事務又

は都道府県知事その他の都道

府県の職員の権限に属するもの

とされている事務で政令で定め

るものと、地方自治法(昭和二

十六年法律第六十七号)」第二百

五十二条の十九第一項の指定都

市(以下本条中「指定都市」とい

う)においては、政令の定める

事務は、この法律中都道府県が

処理することとされている事務又

は都道府県知事その他の都道

府県の職員の権限に属するもの

とされている事務で政令で定め

るものと、地方自治法(昭和二

十六年法律第六十七号)」第二百

五十二条の十九第一項の指定都

市(以下本条中「指定都市」とい

う)においては、政令の定める

事務は、この法律中都道府県が

処理することとされている事務又

は都道府県知事その他の都道

府県の職員の権限に属するもの

とされている事務で政令で定め

るものと、地方自治法(昭和二

十六年法律第六十七号)」第二百

五十二条の十九第一項の指定都

市(以下本条中「指定都市」とい

う)においては、政令の定める

事務は、この法律中都道府県が

(清掃法の一部改正)

第四十条 清掃法(昭和二十九年法

律第七十二号)」の一部を次のよう

に改正する。

(土地区画整理法の一部改正)

第四十一条 土地区画整理法(昭和

二十九年法律第二百十九号)」の一部

を除き、以下同じ。」に改める。

(第六章中第百三十六条の次に次の

の二条を加える。

(大都市の特例)

第一百三十六条の二 この法律中都

道府県知事の権限に属する事務

で政令で定めるものは、地方自

治法(昭和二十二年法律第六十

七号) 第二百五十二条の十九第

一項の指定都市(以下本条中「指

定都市」といいう)においては、

政令で定めるところにより、指

定都市の長が行うものとする。

この場合においては、この法律

中都道府県知事に関する規定

は、指定都市の長に関する規定

として指定都市の長に適用があ

るものとする。

(警察法の一部改正)

第四十二条 警察法(昭和二十九年

法律第六十二号)」の一部を次の

ように改正する。

第三十八条 自治厅設置法(昭和二

十七年法律第二百六十一号)」の一

部を次のように改正する。

第五十条第二項」を「第二百五十二

条の十九第一項」に改める。

(物品管理法の一部改正)

第四十三条 物品管理法(昭和三十

一年法律第一号)」の一部を次の

ように改正する。

的にその建設を進めることを基本方針として、すみやかにその一体性を確立し、組織及び運営の合理化を図り、健全な財政運営に努め、町村合併によつて強化された能力に応じてその建設を計画的かつ効果的に進めなければならない。

第四条 新市町村の関係機関及びその区域内の公共的団体等は、相互に協力して新市町村のすみやかな建設に努めなければならない。

第二章 新市町村建設計画の実施

(新市町村建設計画の調整等)

第五条 新市町村は、その建設を第

三条の趣旨に適合して進めるた

め、必要があると認めるときは、

新市町村建設計画の調整 (新市町

村建設計画の実施のための年度別

計画の変更又は作成をいう。以下

同じく)をし、又はこれを変更する

ものとする。

2 新市町村は、前項の規定により

新市町村建設計画の調整をするに

当つては、行政機関、施設等の統

合、事務処理の組織、職員の構成

及び配置等の適正化並びに事務処

理の方法の改善等その組織及び運

営の合理化に努め、これにより經

費の節減を図つて、新市町村建設

計画に掲げる事業の財源を確保す

るようしなければならない。

第六条 新市町村は、新市町村建設

計画の調整をしようとするとき

は、新市町村建設審議会の審議及

び議会の議決を経なければならない。

この場合において、新市町村

は、あらかじめ都道府県知事に協

議しなければならない。

2 新市町村は、前項の規定により

新市町村建設計画の調整をしたと

きは、直ちにその調整した計画を

都道府県知事に提出しなければな

らない。

3 都道府県知事は、前項の規定に

より新市町村建設計画の提出があ

つたときは、直ちにその意見を付

けて、これを内閣総理大臣に提出

しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定に

より新市町村建設計画及び意見の

提出があつたときは、直ちにこれ

を国の関係行政機関の長に通知し

なければならない。

(公共的団体等の統合)

5 前各項の規定は、新市町村建設

計画の変更につき準用する。

(支所又は出張所の統合等)

第六条 新市町村は、新市町村の区域内の公共的團

体等は、当該公共的團体等の目的の

達成及び機能の發揮に寄与すると認

められる場合には、新市町村の一体

性のすみやかな確立に資するため、

他の事情に照らして、支所又は

出張所の廃止又は統合に関する計

画を定め、なるべくすみやかにそ

の実現を図らなければならぬ。

この場合において、住民の利便が

低下することとなるよう、

事務処理の方法を改善し、連絡

通信及び交通の施設を整備する等

適当な考慮を払わなければならぬ。

い。

第八条 新市町村は、その設置する

小学校又は中学校で經營の合理化

と教育効果の向上を図るため規模

とができる。

(小学校及び中学校の統合等)

第九条 新市町村建設審議会の委員は、

条例で定めるところにより、当該

市町村の議会の議員、教育委員会

の委員、農業委員会の委員その他

の職員、公共的團体等の役員及

び職員並びに学識経験を有する者

のうちから、市町村長が任命する。

2 新市町村建設審議会の委員は、

新市町村の一体性を確保し、そ

の組織及び運営を合理化するた

め特に必要な施設の整備

国は、新市町村が行う小学校又

は中学校の校舎の新築、改築又は

増築のための事業に対し負担金

又は補助金を交付するに当つて

は、当該小学校若しくは中学校の

統合又は通学区域の合理化を積極

的に促進するよう配慮しなけれ

ばならない。

3 第二章 新市町村建設計画の

実施の促進

(新市町村建設計画の調整の促進

のための補助金)

4 第二章 新市町村建設計画の

実施の促進する計画を定め、これ

を実現するよう努めなければならない。

2 新市町村は、小学校又は中学校

の統合を行わない場合において

地勢、交通、通学距離その他の事

情を考慮して、小学校又は中学校

の統合並びにこれに伴う校舎の転

用及び通学区域(児童又は生徒の

就学すべき学校の指定の基準とさ

れている区域をいう。以下同じ)

3 第三章 新市町村建設計画の

実施の促進

(新市町村建設計画の調整の促進

のための補助金)

4 第二章 新市町村建設計画の

実施の促進する計画を定め、これ

を実現するよう努めなければならない。

2 新市町村は、小学校又は中学校

の統合を行わない場合において

地勢、交通、通学距離その他の事

情を考慮して、小学校又は中学校

の統合並びにこれに伴う校舎の転

用及び通学区域(児童又は生徒の

就学すべき学校の指定の基準とさ

れている区域をいう。以下同じ)

3 第三章 新市町村建設計画の

実施の促進

(新市町村建設計画の調整の促進

のための補助金)

4 第二章 新市町村建設計画の

実施の促進する計画を定め、これ

を実現するよう努めなければならない。

2 新市町村は、小学校又は中学校

の統合を行わない場合において

地勢、交通、通学距離その他の事

情を考慮して、小学校又は中学校

の統合並びにこれに伴う校舎の転

用及び通学区域(児童又は生徒の

就学すべき学校の指定の基準とさ

れている区域をいう。以下同じ)

3 第三章 新市町村建設計画の

実施の促進

(新市町村建設計画の調整の促進

のための補助金)

4 第二章 新市町村建設計画の

実施の促進する計画を定め、これ

を実現するよう努めなければならない。

2 新市町村は、小学校又は中学校

の統合を行わない場合において

地勢、交通、通学距離その他の事

情を考慮して、小学校又は中学校

の統合並びにこれに伴う校舎の転

用及び通学区域(児童又は生徒の

就学すべき学校の指定の基準とさ

れている区域をいう。以下同じ)

3 第三章 新市町村建設計画の

実施の促進

(新市町村建設計画の調整の促進

のための補助金)

4 第二章 新市町村建設計画の

実施の促進する計画を定め、これ

を実現するよう努めなければならない。

2 新市町村は、小学校又は中学校

の統合を行わない場合において

地勢、交通、通学距離その他の事

情を考慮して、小学校又は中学校

の統合並びにこれに伴う校舎の転

用及び通学区域(児童又は生徒の

就学すべき学校の指定の基準とさ

れている区域をいう。以下同じ)

3 第三章 新市町村建設計画の

実施の促進

(新市町村建設計画の調整の促進

のための補助金)

4 第二章 新市町村建設計画の

実施の促進する計画を定め、これ

を実現するよう努めなければならない。

2 新市町村は、小学校又は中学校

の統合を行わない場合において

地勢、交通、通学距離その他の事

情を考慮して、小学校又は中学校

の統合並びにこれに伴う校舎の転

用及び通学区域(児童又は生徒の

就学すべき学校の指定の基準とさ

れている区域をいう。以下同じ)

3 第三章 新市町村建設計画の

実施の促進

(新市町村建設計画の調整の促進

のための補助金)

4 第二章 新市町村建設計画の

実施の促進する計画を定め、これ

を実現するよう努めなければならない。

2 新市町村は、小学校又は中学校

の統合を行わない場合において

地勢、交通、通学距離その他の事

情を考慮して、小学校又は中学校

の統合並びにこれに伴う校舎の転

用及び通学区域(児童又は生徒の

就学すべき学校の指定の基準とさ

れている区域をいう。以下同じ)

3 第三章 新市町村建設計画の

実施の促進

(新市町村建設計画の調整の促進

のための補助金)

4 第二章 新市町村建設計画の

実施の促進する計画を定め、これ

を実現するよう努めなければならない。

2 新市町村は、小学校又は中学校

の統合を行わない場合において

地勢、交通、通学距離その他の事

情を考慮して、小学校又は中学校

の統合並びにこれに伴う校舎の転

用及び通学区域(児童又は生徒の

就学すべき学校の指定の基準とさ

れている区域をいう。以下同じ)

3 第三章 新市町村建設計画の

実施の促進

(新市町村建設計画の調整の促進

のための補助金)

4 第二章 新市町村建設計画の

実施の促進する計画を定め、これ

を実現するよう努めなければならない。

2 新市町村は、小学校又は中学校

の統合を行わない場合において

地勢、交通、通学距離その他の事

情を考慮して、小学校又は中学校

の統合並びにこれに伴う校舎の転

用及び通学区域(児童又は生徒の

就学すべき学校の指定の基準とさ

れている区域をいう。以下同じ)

3 第三章 新市町村建設計画の

実施の促進

(新市町村建設計画の調整の促進

のための補助金)

4 第二章 新市町村建設計画の

実施の促進する計画を定め、これ

を実現するよう努めなければならない。

2 新市町村は、小学校又は中学校

の統合を行わない場合において

地勢、交通、通学距離その他の事</h4

十 前各号に掲げるもののほか、新市町村の永久の利益となるべき事業

2 国は、新市町村建設計画の実施を促進するため、法令及び予算の範囲において、次に掲げる措置について、新市町村のために特別の配慮をするものとする。

一 新市町村建設計画に掲げる水道事業、自動車運送事業、軌道事業その他公営企業に係る許可、認可その他の処分

二 新市町村建設計画に掲げる事業に要する経費の財源とするための地方債を起すことの許可

三 国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。）の貸付、交換、売払及び譲与並びにこれに対する私権の設定

四 新市町村の基本財産の造成のため必要な国有林野（国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野をいう。以下同じ。）の売払、同法に定める部分林の設定、同法に定める部分林の造林についての補助金の交付及び公

有林野等官行造林法（大正九年法律第七号）第一条の契約

五 前各号に掲げるもののほか、國の行政機関の行う処分で政令で定めるもの

六 新市町村建設計画の実施を促進するため、事情の許す限り、次に掲げる国の行う事業の実施について、新市町村のため優先的な措置を講ずるものとする。

一 道路の建設、河川の改修、漁港の修築その他の土木事業

2 前号に掲げるもののほか、政令で定める事業（國の地方行政機関の所管区域）

（國の地方行政機関の所管区域）

第十四条 国は、國の地方行政機関（駐在機関を含む。）の所管区域が

（内閣総理大臣の助言、勧告その他の措置）

新市町村の区域を基礎とすることとなるように、事情の許す限りすみやかに必要な措置を講じなければならない。

（都道府県の行う措置）

第十五条 都道府県は、新市町村建設計画の実施を促進するため、前三条の趣旨に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、新市町村の事務処理の能率をたかめるため、新市町村の求めに応じて、新市町村に対して当該都道府県の職員を派遣し、新市町村の職員の研修を行ら等必要な協力をしなければならない。

3 前項の規定により派遣する職員の給与その他の身分取扱に関する必要な事項は、政令で定める。

（公共企業体の協力等）

第十六条 日本国鉄道、日本電信電話公社その他の公共企業体（公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一項第一号に掲げる公共企業体をいう。）は、新市町村に係るその業務の運営に關し、新市町村の建設に資するため必要な措置を、事情の許す限りすみやかに講ずるようしなければならない。

2 国は、日本電信電話公社が前項の趣旨に従い公衆電気通信法（昭

和二十八年法律第九十七号）第二十九条の規定による加入区域の変更等必要な措置を計画的に講ずるため、日本電信電話公社が必要とする資金の融通について配慮しなければならない。

（都道府県知事の助言、勧告その他の措置）

（内閣総理大臣の助言、勧告その他の措置）

都道府県知事は、新市町

村建設計画が第三条の趣旨に適合し、かつ、当該市町村の区域に係る都道府県の総合的な開発計画及び近隣市町村の新市町村建設計画と調和がとれることとなるよう

に、新市町村建設計画の調整をその他適切な措置を講ずるものとする。

2 内閣総理大臣は、新市町村建設促進中央審議会（以下「中央審議会」という。）の意見をきいて、新市町村建設計画の調整又は実施に関する必要な基準を定めることができる。

3 内閣総理大臣は、前二項の措置を講じようとするときは、國の関係行政機関が所掌する事務に関する事項については、あらかじめ当該行政機関の長に協議しなければならない。

（新市町村建設促進中央審議会）

第十七条 内閣総理大臣は、新市町村建設計画の調整その他その実施に關して、新市町村及び都道府県に對し必要な助言又は勧告をし、その他適切な措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、新市町村建設促進中央審議会（以下「中央審議会」という。）の意見をきいて、新市町村の事務処理の能率をたかめるため、新市町村の求めに応じて、新市町村に対して当該都道府県の職員を派遣し、新市町村の職員の研修を行ら等必要な協力をしなければならない。

3 前項の規定により派遣する職員の給与その他の身分取扱に関する必要な事項は、政令で定める。

（公共企業体の協力等）

第十八条 中央審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、新市町村建設計画の調整その他その実施の促進及び未合併町村の町村合併の推進に關し必要な事項を調整審議する。

2 中央審議会は、委員二十五人以内で組織する。

3 委員は、関係行政機関の職員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 前三项に定めるもののほか、中央審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県知事の助言、勧告その他の措置）

都道府県知事は、新市町

村建設計画が第三条の趣旨に適合し、かつ、当該市町村の区域に係る都道府県の総合的な開発計画及び近隣市町村の新市町村建設計画と調和がとれることとなるよう

に、新市町村建設計画の調整をその他適切な措置を講ずるものとする。

2 都道府県知事は、第十七条第二項の基準に基き、新市町村建設促進審議会を設置する都道府県にあつてはその意見をきいて、新市町村建設計画の調整又は実施に関する必要な基準を定めることができる。

3 都道府県は、毎年度の当初において、前年度中の新市町村建設計画の実施の状況をとりまとめて公表するとともに、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

（新市町村建設促進中央審議会）

第十九条 都道府県は、都道府県知事の諮問に応じて、新市町村建設促進審議会を置くことができる。

2 新市町村建設促進審議会の委員は、二十人以内とし、条例で定めたところにより、國の地方行政機

関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員及び職員並びに学識経験を有する者のうちから、都道府県議会の議員及び長、公共的団体等の役員及び職員並びに学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

第四章 他の法律の特例

（地方財政法の特例）

第二十一条 新市町村が行う新市町村建設計画に掲げる事業で当該市町村の永久の利益となるべきものについて、地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）第五条第一項ただし書の規定にかかるわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

（地方税法の特例）

第二十二条 新市町村に、前述の市町村の相互の間に地方税の賦課に關し著しい不均衡があるため、又は町村合併により承継した基本財産の価額若しくは負債の額につき従前の市町村相互の間ににおいて著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、町村合併の行われた日の属する年度及びこれまでの簡易年度に限り、その衡平を欠く程度の限度として、不均一の課税をすることができる。

（地方交付税法の特例）

第二十三条 国が地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところにより毎年度交付する地方交付税の額を算定するに当つては、新市町村については、同法第十三条规定するもののか、法第十三条规定するもののか、町村合併に伴い臨時に増加する行

定による関係市町村の申請があつた日から四箇月以内に同項の規定による関係都道府県の申請が行われない場合に準用する。この場合において、第三項中「同項の規定にかかわらず」とあるのは「地方自治法第七条第三項の規定にかかわらず」と、「町村合併の処分」とあるのは「境界の変更の処分」と、第六項中「第七条第一項」とあるのは「第七条第三項」と、第七項中「町村合併」とあるのは「境界の変更」と読み替えるものとする。

第六章 補則
(町村合併促進法失効前の申請に係る町村合併についての適用関係)
第三十条 町村合併促進法が効力を失うまでに同法第二条第一項の町村合併(同法第三十六条及び第三十七条の規定により町村合併とみなされるものを含む)の処分につき地方自治法第七条第一項の規定により申請をしている市町村について、町村合併促進法が効力を失つた後、地方自治法第七条第一項の規定による处分が行われた場合において、当該市町村が町村合併促進法第六条の規定の例により町村合併に伴い必要な市町村の建設に関する計画を定めているときは、当該市町村を新市町村とみなして、この法律の規定を適用する。
(政令への委任)
第三十一条 この法律の実施のための手続その他その施行に關し必要な事項は、政令で定める。

2 この法律中、第二十九条第八項の規定は、昭和三十三年三月三十日に、その他の規定は、この法律の施行(前項本文の規定による施行をいう。以下同じ。)の日から起算して五箇年を経過した時にその効力を失う。ただし、そのままで第二十五条第一項の規定により国有林野の売払を受けた新市町村及び同条第八項の規定の適用を受けた新市町村については、同条第三項から第六項までの規定を適用する。

3 この法律に定める新市町村建設促進審議会の職務は、昭和三十一年九月三十日までの間は、町村合併促進法第四条促進審議会が行う。

4 この法律の施行前に改正前の町村合併促進法(この法律附則第十項の規定による改正前の町村合併促進法をいう。以下同じ。)第十四条の規定によりされた不均一の課税はこの法律第二十二条の規定による改正前の町村合併促進法(この法律附則第十一条の規定による改正前の町村合併促進法を、その計画の実施に當る市町村を新市町村とみなして、この法律の規定を適用する。)

5 新市町村につき第二十三条の規定を適用して算定される地方交付税の額が改正前の町村合併促進法第五条の規定によりされた不均一の課税とみなされる地方交付税の額が満たないときは、当該年度において当該市町村に交付すべき地方交付税の額は、町村合併の行われた日の属す

6 この法律の施行前に改正前の町村合併促進法第十七条第一項の規定によりされた国有林野の売払については、これをこの法律第二十五条第一項の規定によりされた売払とみなして同条第二項から第六項までの規定を適用する。

7 昭和三十一年九月三十日までの間は、第二十六条第二項中「新市町村建設促進審議会の委員」とあるのは、「町村合併促進法第四条第一項の町村合併促進審議会の委員」と読み替えるものとする。

8 この法律の施行前に改正前の町村合併促進法第十一条の三第三項の規定によりされた請求については、これをこの法律第二十七条第五項の規定によりされた請求とみなし、同条第六項中「請求があつた日」とあるのは「この法律の施行の日」と、同条第七項及び第八項中「第四項又は第五項の請求があつた日」とあるのは「この法律の施行の日」として、同条第六項から第十二項までの規定を適用する。

9 この法律の施行前に改正前の町村合併促進法第十三条の三第四項において準用する同法第十二条第三項の規定によりされた投票については、なお従前の例による。

10 町村合併促進法の一部を次のよう改訂する。

11 第八条第二項を削る。

12 新市町村建設促進中央審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、新市町村建設促進法(昭和三十一年

13 第十条から第十二条までの規定による改正する。

14 第二十三条の次に次の二条を加える。

15 第二十三条の二 治疗院に、新市町村建設促進中央審議会を置く。

16 第二十三条の次に次の二条を加える。

17 第二十三条の二 治疗院に、新市町村建設促進中央審議会を置く。

18 第二十三条の次に次の二条を加える。

19 第二十三条の次に次の二条を加える。

20 第二十三条の次に次の二条を加える。

21 第二十三条の次に次の二条を加える。

22 第二十三条の次に次の二条を加える。

23 第二十三条の次に次の二条を加える。

24 第二十三条の次に次の二条を加える。

25 第二十三条の次に次の二条を加える。

26 第二十三条の次に次の二条を加える。

27 第二十三条の次に次の二条を加える。

28 第二十三条の次に次の二条を加える。

29 第二十三条の次に次の二条を加える。

30 第二十三条の次に次の二条を加える。

31 第二十三条の次に次の二条を加える。

32 第二十三条の次に次の二条を加える。

33 第二十三条の次に次の二条を加える。

34 第二十三条の次に次の二条を加える。

35 第二十三条の次に次の二条を加える。

36 第二十三条の次に次の二条を加える。

37 第二十三条の次に次の二条を加える。

38 第二十三条の次に次の二条を加える。

39 第二十三条の次に次の二条を加える。

40 第二十三条の次に次の二条を加える。

41 第二十三条の次に次の二条を加える。

42 第二十三条の次に次の二条を加える。

43 第二十三条の次に次の二条を加える。

44 第二十三条の次に次の二条を加える。

45 第二十三条の次に次の二条を加える。

46 第二十三条の次に次の二条を加える。

47 第二十三条の次に次の二条を加える。

48 第二十三条の次に次の二条を加える。

49 第二十三条の次に次の二条を加える。

50 第二十三条の次に次の二条を加える。

51 第二十三条の次に次の二条を加える。

52 第二十三条の次に次の二条を加える。

53 第二十三条の次に次の二条を加える。

54 第二十三条の次に次の二条を加える。

55 第二十三条の次に次の二条を加える。

56 第二十三条の次に次の二条を加える。

57 第二十三条の次に次の二条を加える。

58 第二十三条の次に次の二条を加える。

59 第二十三条の次に次の二条を加える。

60 第二十三条の次に次の二条を加える。

61 第二十三条の次に次の二条を加える。

62 第二十三条の次に次の二条を加える。

63 第二十三条の次に次の二条を加える。

64 第二十三条の次に次の二条を加える。

65 第二十三条の次に次の二条を加える。

66 第二十三条の次に次の二条を加える。

67 第二十三条の次に次の二条を加える。

68 第二十三条の次に次の二条を加える。

69 第二十三条の次に次の二条を加える。

70 第二十三条の次に次の二条を加える。

71 第二十三条の次に次の二条を加える。

72 第二十三条の次に次の二条を加える。

73 第二十三条の次に次の二条を加える。

74 第二十三条の次に次の二条を加える。

75 第二十三条の次に次の二条を加える。

76 第二十三条の次に次の二条を加える。

77 第二十三条の次に次の二条を加える。

78 第二十三条の次に次の二条を加える。

79 第二十三条の次に次の二条を加える。

80 第二十三条の次に次の二条を加える。

81 第二十三条の次に次の二条を加える。

82 第二十三条の次に次の二条を加える。

83 第二十三条の次に次の二条を加える。

84 第二十三条の次に次の二条を加える。

85 第二十三条の次に次の二条を加える。

86 第二十三条の次に次の二条を加える。

87 第二十三条の次に次の二条を加える。

88 第二十三条の次に次の二条を加える。

89 第二十三条の次に次の二条を加える。

90 第二十三条の次に次の二条を加える。

91 第二十三条の次に次の二条を加える。

92 第二十三条の次に次の二条を加える。

93 第二十三条の次に次の二条を加える。

94 第二十三条の次に次の二条を加える。

95 第二十三条の次に次の二条を加える。

96 第二十三条の次に次の二条を加える。

97 第二十三条の次に次の二条を加える。

98 第二十三条の次に次の二条を加える。

99 第二十三条の次に次の二条を加える。

100 第二十三条の次に次の二条を加える。

101 第二十三条の次に次の二条を加える。

102 第二十三条の次に次の二条を加える。

103 第二十三条の次に次の二条を加える。

104 第二十三条の次に次の二条を加える。

105 第二十三条の次に次の二条を加える。

106 第二十三条の次に次の二条を加える。

107 第二十三条の次に次の二条を加える。

108 第二十三条の次に次の二条を加える。

109 第二十三条の次に次の二条を加える。

110 第二十三条の次に次の二条を加える。

111 第二十三条の次に次の二条を加える。

112 第二十三条の次に次の二条を加える。

113 第二十三条の次に次の二条を加える。

114 第二十三条の次に次の二条を加える。

115 第二十三条の次に次の二条を加える。

116 第二十三条の次に次の二条を加える。

117 第二十三条の次に次の二条を加える。

118 第二十三条の次に次の二条を加える。

119 第二十三条の次に次の二条を加える。

120 第二十三条の次に次の二条を加える。

121 第二十三条の次に次の二条を加える。

122 第二十三条の次に次の二条を加える。

123 第二十三条の次に次の二条を加える。

124 第二十三条の次に次の二条を加える。

125 第二十三条の次に次の二条を加える。

126 第二十三条の次に次の二条を加える。

127 第二十三条の次に次の二条を加える。

128 第二十三条の次に次の二条を加える。

129 第二十三条の次に次の二条を加える。

130 第二十三条の次に次の二条を加える。

131 第二十三条の次に次の二条を加える。

132 第二十三条の次に次の二条を加える。

133 第二十三条の次に次の二条を加える。

134 第二十三条の次に次の二条を加える。

135 第二十三条の次に次の二条を加える。

136 第二十三条の次に次の二条を加える。

137 第二十三条の次に次の二条を加える。

138 第二十三条の次に次の二条を加える。

139 第二十三条の次に次の二条を加える。

140 第二十三条の次に次の二条を加える。

141 第二十三条の次に次の二条を加える。

142 第二十三条の次に次の二条を加える。

143 第二十三条の次に次の二条を加える。

144 第二十三条の次に次の二条を加える。

145 第二十三条の次に次の二条を加える。

146 第二十三条の次に次の二条を加える。

147 第二十三条の次に次の二条を加える。

148 第二十三条の次に次の二条を加える。

149 第二十三条の次に次の二条を加える。

150 第二十三条の次に次の二条を加える。

151 第二十三条の次に次の二条を加える。

152 第二十三条の次に次の二条を加える。

153 第二十三条の次に次の二条を加える。

154 第二十三条の次に次の二条を加える。

155 第二十三条の次に次の二条を加える。

156 第二十三条の次に次の二条を加える。

157 第二十三条の次に次の二条を加える。

158 第二十三条の次に次の二条を加える。

159 第二十三条の次に次の二条を加える。

160 第二十三条の次に次の二条を加える。

161 第二十三条の次に次の二条を加える。

162 第二十三条の次に次の二条を加える。

163 第二十三条の次に次の二条を加える。

164 第二十三条の次に次の二条を加える。

165 第二十三条の次に次の二条を加える。

166 第二十三条の次に次の二条を加える。

167 第二十三条の次に次の二条を加える。

168 第二十三条の次に次の二条を加える。

169 第二十三条の次に次の二条を加える。

170 第二十三条の次に次の二条を加える。

171 第二十三条の次に次の二条を加える。

172 第二十三条の次に次の二条を加える。

173 第二十三条の次に次の二条を加える。

174 第二十三条の次に次の二条を加える。

175 第二十三条の次に次の二条を加える。

176 第二十三条の次に次の二条を加える。

177 第二十三条の次に次の二条を加える。

178 第二十三条の次に次の二条を加える。

179 第二十三条の次に次の二条を加える。

180 第二十三条の次に次の二条を加える。

181 第二十三条の次に次の二条を加える。

182 第二十三条の次に次の二条を加える。

183 第二十三条の次に次の二条を加える。

184 第二十三条の次に次の二条を加える。

185 第二十三条の次に次の二条を加える。

186 第二十三条の次に次の二条を加える。

187 第二十三条の次に次の二条を加える。

188 第二十三条の次に次の二条を加える。

189 第二十三条の次に次の二条を加える。

190 第二十三条の次に次の二条を加える。

191 第二十三条の次に次の二条を加える。

192 第二十三条の次に次の二条を加える。

193 第二十三条の次に次の二条を加える。

</

五 国が借入金の元金又は利子の支払を保証している会社その他

の法人

六 国又は公共企業体（日本国有

鉄道、日本専売公社及び日本電信電話公社をいう。）と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者

前項の規定により政党、協会その他の団体又はその支部が寄附を受けてはならない期間は、同項第一号に掲げる者については、当該交付金の交付を受けた日から一年間、同項第二号から第六号までに掲げる者については、当該各号に規定する事由の存続する間とする。

3 前二項の規定は、政党、協会その他の団体又はその支部が第一項の規定に該当する者を主たる構成員とする団体又はその連合体から受ける寄附について、準用する。

第二十六条 政党、協会その他の団体又はその支部が第二十二条又は第二十二条の二の規定に違反して寄附を受けたときは、当該政党、協会その他の団体又はその支部の代表者若しくは主幹者、会計責任者その他の責任者で当該違反行為をした者は、三年以下の禁錮又は五千円以上五万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ從前の例による。

離島振興法の一部を改正する法律案

離島振興法の一部を改正する法律

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 国は、第五条第一項の離島振興計画に基き新たに簡易水道を布設する市町村に対し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その布設に要する費用の十分の三・五以内を補助することができる。

附 則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

三月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、軽油引取税創設反対に関する請願（第八三九号）

一、大規模償却資産税道府県移譲緩和の地方税法改正に関する請願（第八四〇号）

一、公給領収証交付義務制度廃止に関する請願（第八七一号）

一、写真業に対する事業税軽減の請願（第八七二号）

一、注文洋服仕立加工業の事業税指定期種目変更に関する請願（第八六六号）

一、地方自治法附則第八条改正等に関する請願（第八九四号）

一、私鉄の事業税を所得課税とするの請願（第九〇四号）（第九〇五号）

受理

第八三九号 昭和三十一年三月五日
離島振興法（昭和三十一年三月五日）
第一ノ一国際観光会館内外
社団法人日本自動車会
議所会長 早川慎一外

二五五名

紹介議員 森田 義衛君
受付

第八一七号 昭和三十一年三月七日

紹介議員 森田 義衛君
受付

第八一七号 昭和三十一年三月七日

紹介議員 新潟県柏崎市本町三柏
請願

第八一七号 昭和三十一年三月七日

紹介議員 西川弥平治君
受付

第八一七号 昭和三十一年三月七日

紹介議員 新潟県柏崎市本町三柏
請願

第八一七号 昭和三十一年三月七日

れたが、その結果は所在都市の急増する特殊な財政需要に即応しないために、法の所期する財政補償が実質的に

は十分でなく、いたずらに当該都市行政をい縮せしめることになつたのはまことに遺憾であるから、大規模償却資本の適正化、（二）財政補償の増額等の措置を講ぜられたいとの請願。

事業税を第三種事業税六パーセントを課することとし所得五十万円以下につきは、（一）基準財政需要額算定の実情であつて、その税額はひどい負担となつてゐるから、同業に対する事業税を第三種事業税六パーセントを課することとせられたいとの請願。

第八一六号 昭和三十一年三月八日
大規模償却資産税道府県移譲緩和の地方税法改正に関する請願（第八三九号）
第一ノ一国際観光会館内外
社団法人日本自動車会
議所会長 早川慎一外

二五五名

紹介議員 森田 義衛君
受付

第八一六号 昭和三十一年三月八日
大規模償却資産税道府県移譲緩和の地方税法改正に関する請願（第八三九号）
第一ノ一国際観光会館内外
社団法人日本自動車会
議所会長 早川慎一外

二五五名

紹介議員 森田 義衛君
受付

第八一六号 昭和三十一年三月八日
大規模償却資産税道府県移譲緩和の地方税法改正に関する請願（第八三九号）
第一ノ一国際観光会館内外
社団法人日本自動車会
議所会長 早川慎一外

二五五名

紹介議員 森田 義衛君
受付

第八一六号 昭和三十一年三月八日
大規模償却資産税道府県移譲緩和の地方税法改正に関する請願（第八三九号）
第一ノ一国際観光会館内外
社団法人日本自動車会
議所会長 早川慎一外

二五五名

紹介議員 森田 義衛君
受付

第八一六号 昭和三十一年三月八日
大規模償却資産税道府県移譲緩和の地方税法改正に関する請願（第八三九号）
第一ノ一国際観光会館内外
社団法人日本自動車会
議所会長 早川慎一外

二五五名

紹介議員 森田 義衛君
受付

第八一六号 昭和三十一年三月八日
大規模償却資産税道府県移譲緩和の地方税法改正に関する請願（第八三九号）
第一ノ一国際観光会館内外
社団法人日本自動車会
議所会長 早川慎一外

二五五名

紹介議員 森田 義衛君
受付

第八一六号 昭和三十一年三月八日
大規模償却資産税道府県移譲緩和の地方税法改正に関する請願（第八三九号）
第一ノ一国際観光会館内外
社団法人日本自動車会
議所会長 早川慎一外

二五五名

紹介議員 森田 義衛君
受付

第八一六号 昭和三十一年三月八日
大規模償却資産税道府県移譲緩和の地方税法改正に関する請願（第八三九号）
第一ノ一国際観光会館内外
社団法人日本自動車会
議所会長 早川慎一外

二五五名

紹介議員 森田 義衛君
受付

第八一六号 昭和三十一年三月八日
大規模償却資産税道府県移譲緩和の地方税法改正に関する請願（第八三九号）
第一ノ一国際観光会館内外
社団法人日本自動車会
議所会長 早川慎一外

二五五名

紹介議員 森田 義衛君
受付

最近の力マラ熱の普及により大設備を有する特殊の業態を維持する以外の業者は営業収入が激減し、ほとんどその

の他、国民の保健衛生関係等に従事しないずれも都道府県の一般職員であるが、ひとり保険課職員だけが国家公務員となつてゐるため、種々の不便、不合理や矛盾が生じ業務遂行上にも大きな支障を生じてゐるから、今回の地方自治法改正に当り同法附則第八条を削除するか、もしその削除が困難な場合には、地方自治法施行規程を改正して都道府県保険課に勤務する国費職員の身分を都道府県の一般職員に移譲する措置を講ぜられたいとの請願。

第九〇四号 昭和三十一年三月十日
受理

私鉄の事業税を所得課税とするの請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内

三ノ四私鉄経営者協会

紹介議員 鈴木清秀

紹介議員 植竹 春彦君

私鉄の事業税について、収入金額に対する課税(以下外形標準課税といふ)を廃止し、所得課税とする意見は私鉄業界として昭和二十五年地方税法改正以来の主張にもかかわらず、いまだ実現するに至らないのはまことに遺憾であるから、(一)私鉄に対する外形標準課税は、他の一般企業の所得課税と比較して税負担の点においていちじるしく不均衡であり、かつ地方税の負担は過重となつてゐること、(二)私鉄は事業税相当額を利用者に転嫁し得ないこと、(三)私鉄と自動車とが事業税の課税方式において異なることは不当であることを考慮して、今回の地方税法改正の機会に、私鉄の事業税を所得課税とせられたいとの請願。

第九〇五号 昭和三十一年三月十日
受理

私鉄の事業税を所得課税とするの請願
請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷
五ノ八六二小田急電鉄

株式会社取締役社長
安藤橋六外二十八名

紹介議員 石村 幸作君
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

昭和三十一年三月二十七日印刷

昭和三十一年三月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局